

平成 2 2 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 2 年 6 月 2 2 日（火）

付議事件.....	1
出席委員.....	1
欠席委員.....	1
委員外出席者.....	1
説明のため出席した者.....	1
事務局職員出席者.....	2
開会.....	3
議案の説明、質疑.....	4
議案の採決.....	8
所管事項の報告.....	9
陳情の審査.....	2 7
陳情の採決.....	3 1
閉会.....	3 2

文教福祉常任委員会 平成 2 2 年 6 月 2 3 日（水）

付議事件.....	3 5
出席委員.....	3 5
欠席委員.....	3 5
委員外出席者.....	3 5
説明のため出席した者.....	3 6
事務局職員出席者.....	3 6
開会.....	3 7
議案の説明、質疑.....	3 8
議案の採決.....	4 0
所管事項の報告.....	4 1

請願の審査.....	5 3
請願の採決.....	5 7
意見書案の説明.....	5 8
陳情の審査.....	6 1
陳情の採決.....	6 5
閉会.....	6 5

総務常任委員会 平成 2 2 年 6 月 2 4 日（木）

付議事件.....	6 9
出席委員.....	6 9
欠席委員.....	7 0
委員外出席者.....	7 0
説明のため出席した者.....	7 0
事務局職員出席者.....	7 0
開会.....	7 1
議案の説明、質疑.....	7 2
議案の採決.....	8 0
所管事項の報告.....	8 2
陳情の審査.....	8 7
陳情の採決.....	9 3
閉会.....	9 5

建設経済常任委員会

平成22年6月22日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成22年6月22日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

《付託陳情》

陳情第 9 号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情

陳情第10号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情

出席委員（7名）

委員長	滑川公英
委員	高橋利彦
委員	嶋田哲純
委員	宮澤芳雄

副委員長	平野忠作
委員	日下昭治
委員	伊藤保

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林一哉
----	-----

議員	飯嶋正利
----	------

説明のため出席した者（23名）

副市長	増田雅男
農水産課長	堀江隆夫
都市整備課長	伊藤恒男
水道課長	小長谷博
農業委員会事務局長	伊藤浩

商工観光課長	横山秀喜
建設課長	北村豪輔
下水道課長	佐藤邦雄
国民宿舎支配人 その他担当職員	増田富雄 14名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次長 向 後 嘉 弘

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

定刻ですので、これより開催いたします。

ここで、委員会を開会する前に当たり、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 7 名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、飯嶋正利議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 1 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 分 1 分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

本会議におきまして本委員会に付託いたしました一般会計予算は、1 議案でございます。それと陳情 2 件について審査をしていただくことになっております。どうか慎重なるご審議をお願いいたしまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第１号、平成22年度旭市一般会計補正予算のうちの所管事項の１議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しまして簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますよう、よろしくお願いいたしまして、あいさついたします。ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る６月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての１議案であります。

それでは、議案第１号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、議案第１号、旭市一般会計補正予算のうち商工観光課の所管事項について、補足して説明いたします。

歳入のほうになります。７ページをお開きください。

ページの中ほどの４目１節労働諸費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金375万2,000円の内容ですが、この事業は、国の交付金を基に県に造成した基金を活用して、地方公共団体が、民間企業、シルバー人材センター等への事業委託や市が直接雇用するなどして、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用創出を図るものであります。今回、１事

業の追加と当初予算で計上済みの事業を合わせますと11事業となり、総事業費は7,312万5,000円、新規雇用者数は50人となります。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 続きまして、議案第1号につきまして、農水産課所管の事項につきまして、歳出の部分につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

9ページの歳出のほうにつきまして説明をさせていただきます。

6款1項3目農業振興費でございます。説明欄1の緊急雇用創出きめ細やかな農水産業の振興事業につきまして説明をさせていただきます。

本事業につきましては、今、歳入で商工観光課長のほうからご説明がありましたように、国庫補助事業であります緊急雇用創出事業、これを活用しまして、適切な人材の確保を行い、現在、農水産課職員29名います。これでは対応できないきめ細かい農業振興を図るため、人材を急遽雇用させていただくものでございます。

今年8月から2名の雇用を確保しまして、具体的には、現在、市営の萬歳地区農産物加工センター、ここに設置してあります米粉の製粉機、この稼働率を上げるべく、今回雇用を予定させていただきたい。現在は、米粉の機械を使用する方自らが機械を動かしながら最後に清掃を行うというような、そういう体制でございます。1時間に10キロ程度製粉できるわけですが、逆に清掃の時間にまた1時間以上時間を費やす。そういうふうなことで、なかなか多くの時間が、使用する方は必要。そんな中で、今回、この雇用を確保しまして、週の中で曜日を決めまして、雇用した方が作業を担当しまして、使用者の利便性の向上を図りながら、設置した機械の稼働率を向上させ、米粉のさらなる普及を図りたい、そういうふうに考えております。

もう一つは、農水産課で管理しております市民農園、あるいは農村公園、みなと公園、こういう所の定期的な安全管理の徹底での人材確保、あるいは都市への積極的な旭市農水産業のPRへの人材確保、あるいは市内農道・水路等の定期的な安全確保のための見回りに伴う人材確保等いろんな形で、現状ではなかなかできない農業振興のきめ細やかな対応部分につきまして今回補正予算を計上させていただくものでございます。

内容的には、需用費に12万2,000円、通信運搬費に1万2,000円、委託料356万2,000円、これはシルバー人材センターに委託をしまして、2名の人材を8月から3月まで雇用するもの

でございます。あと、使用料としまして5万6,000円、これは有料道の使用料等でございます。

なお、本雇用につきましては、国から100%支援いただきまして実施するものでありまして、来年度も継続して支援いただける、そういう予定でございます。

もう一点、9ページの下の説明欄のほうに、2、耕畜連携緊急稲わら確保対策事業につきまして説明をさせていただきます。

本事業につきましては、ご承知のように、現在宮崎県で発生しています口蹄疫対策の一環としまして、畜産農家の稲わら確保、あるいは化学肥料の高騰対策としまして、農地、特に水田への家畜堆肥の投入を進めるために、水田での稲わら収集の促進と家畜堆肥の農地への投入を進めるものであります。稲作農家へ稲わら収集及び堆肥投入の啓蒙資料の配布、あるいは意向調査等を実施したい、緊急的に行いたいということでございます。これら意向調査等をしまして、データに基づく稲作農家、あるいは畜産農家、さらには、作業を請け負いますコントラクターとのマッチング会議を行いまして、堆肥投入等、あるいは稲わら収集等を進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上で農水産課関係の補正予算の計上につきまして説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 9ページの委託料ですが、これは356万2,000円とってありまして、米粉の稼働率向上ということですが、今、月にどのくらいこの米粉にしているんですかね。

それから、この米粉の需要ですか、需要というのは、例えばパンを作るとか、どういうものをこの米粉で作っているのか、その辺、分かりましたらお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 米粉の製粉機の稼働ですけれども、21年度の使用ということで、年ということでちょっと説明させていただきます。

21年度につきましては、この米粉の機械、20年度の実は国の補助事業で2分の1補助で、市が購入しまして設置をしてございます。21年度の使用実績としまして、使っている方は128名、粉にしますと3,280キロ、お米的には、粉にしますと少し量が減りますので、約60俵程度を粉にしたということで実績が上がっております。

それと、現在、市内での米粉の普及の関係でございますけれども、市内の奥さん方を中心

にしまして、米粉のケーキ等を作って盛んに米粉のPR等を行っております。あるいはうどんにして学校給食に昨年提供したということでもあります。実は米粉が小麦粉に比べまして非常にちょっと高いということで、現在、地域のいろんなお菓子屋さん等連携しながら、実は今年、国が米粉につきましても10アール当たり8万円支援があるということでもあります。できれば授受者と契約して、この8万円を使えると小麦粉に近い米粉の値段設定ができるかな、そんなことでさらなる普及に励んでいきたい、そういうふうに考えています。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 去年の実績が60俵ですか。それで今年、人件費だけ350万円ですか。そうすると1俵当たり7万円ですか。かなり高いですね。

それから、その中で、つくば市の研究所で、米粉を使ってパンを作るいい技術ができたという話ですね。パンくらい膨らむとか何とか、それでパンと同様という話なんです、その話は聞いていますか。分かればお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件ですが、正式には私どもでは聞いておりませんが、先日、NHKでしたっけ、そのテレビでちょっと私は見まして、ああ、この技術が完全に普及すれば、いわゆる一般のパン並みに、ふっくらとですか、できていいなとはちょっと見ておりました。

以上です。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ちょっとすみません、私の説明が悪かったもので、実は毎日というよりも、週の中で曜日を決めまして、例えば火曜日の午前中は作業をする方がここにいますと、例えば米を持ってきていただくと夕方には粉にしてありますよみたいな、ちょっとそんなイメージで、毎日ということじゃなくて週の中に1日程度、そんなことで予定をさせていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑ありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、お伺いします。

歳入のほうのページ数7、労働費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金、先ほど課長が、50名くらいのあれと言っていました。どのくらいの事業で、どのように配置と

どうか、簡単にご説明のほうをお願いします。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 先ほど、この1事業の追加で11事業と申し上げました。10事業につきましては当初予算のほうに計上されていまして、どういう事業かを紹介しますと、10事業をちょっと読み上げます。公有財産適正管理事業、滞納整理推進事業、固定資産台帳整備事業、まちかどギャラリー管理人設置事業、道路維持管理事業、公園維持管理事業、小学校英語教育教員補助員配置事業、小学校基礎学力支援員配置事業、中学校基礎学力支援員配置事業、中学校維持管理事業、今回のきめ細やかな農水産業の振興事業ということで、合わせて11事業ということになります。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） ほかにはございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） はい、ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（滑川公英） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

- 都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から３点ご報告をさせていただきます。

初めに、都市マスタープランでございます。お手元に都市マスタープランを３種類お配りしてございます。一番厚いものが本編でございます。それから、その次が概要版でございます。一番最後が、薄いものがありますけれども、こちらが市民に全戸配布用のリーフレットでございます。

このマスタープランにつきましては、市の総合計画を受けまして土地利用の基本方針を定めるということを都市計画法第18条の２の規定に基づいて行っていくものでありまして、今後、計画的にまちづくりを進めるための総合的な指針になるものでございます。これまで平成19年度から３か年計画で検討を進めてきたものでありまして、この間、学識経験者や市民の代表を交えた策定委員会をはじめ、住民説明会等を開催する中で、最終的には市の都市計画審議会、これは諮問機関でございますが、そちらへ諮問をいたしましてご了解をいただいたところでございます。今般、成果品ができ上がりましたので、７月中には、先ほど申し上げたリーフレットを市民に全戸配布いたしますので、その前にあらかじめ所管の常任委員会におきまして事前のご説明をしたいということで、きょう、本日申し上げているものでございます。なお、７月１日号の広報紙にもその概要を掲載することとしております。

それでは、本編につきましてご説明をさせていただきます。若干時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の説明につきましては、マスタープランの構成をもって要点を説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、１ページをお願いいたします。序章でありまして、上段が都市計画マスタープランの定義、それから中段は位置づけを示しておりまして、下段は、それらをまとめたフロー図でございます。位置づけは、先ほど申しましたが、市の総合計画と県の都市計画区域マスタープランに即して定めることになっております。

続いて、2ページをお願いします。ここでは、都市マスタープランの構成と目標年次を示しております。構成は、大きく全体構想と地域別構想により構成をされておりまして、詳しくは下の表のとおりでございます。なお、目標年次は、おおむね20年後の平成38年と設定しているものでございます。

続きまして、3ページから8ページまでは、都市の現況をまとめたものでありまして、人口や産業、並びに市街化の動向や土地利用の現況等について記述をしているものでありまして、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページから15ページまでは、現況を踏まえた都市づくりの課題を整理したものでございます。

9ページでは、大きく分けまして3点ほど課題として取り上げておりまして、新たな都市の形成と一体性のある都市づくりが、まず9ページになります。

それから、1枚めくっていただきまして11ページであります。2点目として、人口減少・少子高齢化の成熟社会に対応した都市づくりを上げております。

それから、12ページになりますが、地域資源の活用から新たな魅力を創出する都市づくり、これらを課題として取り上げているものであります。詳細につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、15ページであります。この表、A3の表になります。この表は、ただいまご説明をいたしました課題を図でもって示しているものでございます。A3の表でございます。課題を図をもって整理しているものであります。

続いて、17ページをお願いいたします。17ページから40ページまでが全体構想であります。

17ページは、都市の将来像と都市づくりの目標でありまして、(1)の将来都市像は、総合計画で定める「ひとが輝き 海とみどりがつくる 健康都市“旭”」の将来都市像を目指すものでありまして、その実現に向けまして、都市計画の視点から総合的かつ具体的な都市づくりの方針を定めていこうというものでございます。

それから、(2)の都市づくりの目標としましては、基本構想におけるリーディングプランの3つの柱であります「医療・福祉の郷」、「食の郷」、「交流の郷」、これらに即して目標を設定しているものであります。

細かいところになりますが、1点目は、市民が生き生きと健康に暮らすことができる都市づくり、次に、豊かな食文化を育む、農業、水産業などの地域産業の活性化を目指した都市づくり、これは17ページです。次に、自然や歴史、レクリエーション資源を活かした地域内

外の交流による都市づくりの3点を目標として定めているものでございます。

1枚めくっていただきまして、18ページをお願いいたします。ここでは、ただいま申し上げました都市づくりの目標に沿いまして、それぞれ都市づくりの基本的な方針を示しているものでございます。個々の方針につきましては後ほどご覧をいただきたいと思います。

右側19ページに移りますが、将来の都市構造における基本的な考え方を示しているものがあります。土地利用の骨格としては、地域を一つのゾーンとして区分をいたしまして、市街地ゾーン、田園ゾーン、緑地ゾーン、海浜ゾーンの4つに区分してそれぞれ位置づけているものであります。

続いて、20ページになりますが、拠点の形成として6つの拠点を上げております。の都市拠点から地域生活拠点、産業拠点、歴史・文化拠点、健康・スポーツ・レクリエーション拠点、医療・福祉拠点と、それぞれ拠点としておのこの目標を定めているものであります。

続いて、21ページですが、市全体の交通体系の骨格を示しているものでありまして、広域交通軸、地域連絡軸、市街地骨格軸の3つの軸としてそれぞれ位置づけているものであります。

なお、下の図は、ただいま申し上げました土地利用のゾーン区分と拠点の位置や交通体系を図に表しているものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。22ページから40ページまでは、部門別の整備構想を掲げております。1点目は、土地利用の方針でありまして、ここでは土地利用の区分に応じてその目標を定めているものであります。

次は、27ページをお願いいたします。ここでは交通体系の整備方針を定めております。内容につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。公園・緑地の整備方針、次、1枚めくっていただきまして34ページでは、自然環境の保全及び都市環境形成に関する方針を記述してございます。

36ページでは、景観形成の方針であります。

続いて、1枚めくっていただきまして38ページでは、安全、安心の都市づくりに関する方針を示しておりまして、最後に40ページであります。下水道・排水施設の整備方針などの目標について記述をしているものでございます。詳細につきましては後ほどご覧になっていただきたいと思います。

これまでが、本マスタープランの全体構想であります。

次に、41ページからは地域別構想になります。41ページをお願いいたします。

3 - 1、ここでは、地域区分は、市内を3つの地域に区分いたしまして、それぞれの地域の特性を踏まえ、課題や整備方針を定めているものでございます。

41ページの下図は地域分布図でありまして、本市の土地利用や地形等の特質から検討を行ったものでございます。その区分は、中央部を市街地地域といたしまして、南側の海岸地域、さらには、これを取り囲むように広がる田園地帯と、その外側に東総台地が広がりを見せておりますので、それぞれの地域区分を市街地地域、田園・丘陵地域、海岸地域と区分をいたしまして、その課題や整備方針を示しているものでございます。

続いて、43ページから48ページは、ただいま申し上げました市街地地域の課題とその整備方針、そして、飛びまして49ページです。49ページから53ページまでは、海岸地域の課題と整備方針を示しております。そして、その次の54ページになりますが、54ページから58ページまでは、田園・丘陵地域の課題とその整備方針を記載しているものでございます。

なお、地域別の詳細につきましては、恐縮ではございますが、省略をさせていただきますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

最後に、59ページから62ページであります。ここでは第4章で都市づくりの実現に向けての取り組み方針を4点示しているものであります。59ページは、パートナーシップによる都市づくりの推進、60ページになりますが、市民参加のしくみづくり、61ページでは協働のまちづくりに向けた環境づくり、62ページになりますが、最後に都市計画制度の活用と事業の推進というこれら4点は、実現化方策のための取り組み方針を示しているものでございます。

63ページ以降は参考資料を掲載しておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

以上が都市計画マスタープランの全体概要であります。

なお、市民への周知につきましては、先ほども申し上げましたが、7月1日号の市の広報紙並びにリーフレットを区長を通じまして市内全戸に配布したい。今後につきましては、市民との合意形成が大変重要となりますので、説明会などを開催しながら多くの皆さんからご意見をいただいて、都市計画の見直し作業を進めていきたい、このように思っております。

ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

次に、もう一点、旭駅前広場の今後の整備予定についてご説明をさせていただきます。

A3の縦の図面をお付けしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

この図面は、上段が暫定計画の平面図、下段のほうが完成形を想定した図面になっております。これまで長い期間、用地交渉等の中で地権者のご協力をいただいて、今、現状のような状況になってきておりますが、なかなか市民からも方向が見えないというご意見等もいただいてきているわけでありましたが、ようやく駅前広場内の地権者がすべて移転交渉がまとまりましたので、今後いよいよ本格的に駅前広場の整備を行っていききたいと。

本年9月に千葉国体、旭市では卓球大会が予定されておりますので、できましたら、その上の図面、暫定計画平面図、これには、こういった形で暫定で整備をしていきたい。全国からはJRを利用される方もいるわけでありまして、本市に大勢の関係者が訪れることが予想されるところでありますので、これは、関係者の皆様が駅におり立ったときに第一に受ける印象が大変重要である、このように思っておりますので、今、現状の中では、必ずしもよい状況というふうにはならないと思いますが、必要最低限の整備をしたいというふうに考えているところであります。

暫定形について若干触れさせていただきますが、広場全体を整備することが、1件の移転工事が終わらないためできません。また、夏の期間中については、夏期安全対策として道路工事等が主要地方道につきましては一たん中断される状況にありますので、七夕の段階では今の現状のままになるかと思えます。ただ、国体の開催時までには、この図面のよう、暫定的ではありますが、駅前広場内を白線や防護柵等で囲いまして暫定整備をしたいということと考えております。ただ、この暫定整備でありまして、この標識がありますように、交通規制は適用されますので、あらかじめ広報紙等を通じまして、また、地元の区長さん方に説明を行いまして、この辺につきましてご説明をしていきたいと、このように思っております。最終的には、下の図のように今年度末から来年度にかけて完成形を目指して作業を進めていきたい。

また、今年の3月の補正予算で予算をいただきましたJR旭駅のトイレの改修の工事がありますが、これにつきましても、ようやく確認審査の段階までまいりましたので、国体開催までには整備を完了したい、このように考えているところでございます。

ちょっと長くなって恐縮ですが、最後に文化の杜公園について報告をさせていただきます。

文化の杜公園は、まちづくり交付金事業の基幹事業として整備を進めておりまして……、大変失礼しました。資料はございません。昨年度の予算で造成工事を完了したところでございます。本年3月定例会の際の常任委員会の現場視察の際にも若干申し上げているところでございますが、実際に広大な面積の中において、4月から5月にかけての南西の強風により

まして、近所にお住まいの住民の皆様からは、何とかしてほしいという多くのお叱りのご意見をいただいていたところでございます。

当初予算には、これらに関する予算は計上してございましたが、この間、市の内部で率直に検討する中で、なるべく少ない経費の対応はできないものかと検討してまいりました。初めは、合成樹脂で表面をコーティングするなどの工法も検討してきたわけですが、やはり多額の工事費が必要になるということの中で、また一定金額以上となると入札の手続きにかなりの時間を有するということがありますので、早期の対応ができないという判断をしたものでありまして、結果といたしまして、水まきという単純な方法であります、これが一番安価な方法であり早期の対応が可能であると、このように判断をいたしまして、この際、井戸を付けまして、また、消防団のポンプやホースを使いまして、スプリンクラーを購入させていただきまして、水まきにより防砂対策を行っているところでございます。

これらの経費につきましては、申し上げましたように、当初予算にありませんでしたので、流用させていただく中で執行させていただきましたので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課のほうから2点ご報告等をさせていただきたいと思います。資料のほう、お手元の資料をお目通しいただきたいと思います。

最初に、米の戸別所得補償の制度につきまして、状況等につきまして説明をさせていただきます。

この問題につきましては、一般質問でもございましたけれども、6月21日現在、昨日まで126名の実は現在受け付けをいただいております。パーセント的には3.06%ということで、本当に少ない人数ですけれども、徐々に上がってきております。

6月15日から18日まで市内4か所で、それぞれ夜間説明会、受け付け等を開催いたしました。4か所開催したにもかかわらず、4会場で30名の方の出席、6名の加入、そんなことで、まだまだ制度の普及がいまいちかなというふうに考えております。

今回、今、封入作業等をしておりまして、市内すべて、加入した方も含めまして4,107戸すべてに、お手元にありますような資料、具体的には、自給率向上事業で、今からでもえさ米等に、飼料用の稲、あるいはホールクロップサイレージ、国から8万円の支援がいただけますよ、あるいは米のモデル対策事業で定額の部分で1万5,000円、これがお米を作った部

分について支援が受けられます。そんなことでPRをしていきたい。

この資料、あるいは裏のほう、2ページのほうをお目通しいただきたいと思うんですけれども、2ページにつきましては、具体的に、中段のところに、仮に、水田1ヘクタールを耕作した場合に、このモデル的に加入しますと、例えば参加しますと12万9,067円の収入アップになりますよと、そんな具体的な数字を明記しまして、これらの書類を今、すべての稲作農業者の方に配布を作業中でございます。国からも、誰ひとりこの制度を知らなかったと、そういうことのないように、加入申し込みの6月30日まで農家への普及につきまして図ってまいりたい、そういうふうに考えております。

資料の4ページのほうをひとつお目通しいただきたいと思います。

4ページのところに制度資金云々書いてございますけれども、実は今回、国のほうも施策が変わりまして、お米の生産調整、いろんな今までのペナルティーは科せないという、そういうことになっております。

ただ、唯一、実は、ペナルティーということではないんですけれども、今回の戸別所得補償に入らないと実はお金が借りられない、こういうものがございます。これは、ここに書いてありますスーパーL資金、昨年まで3年間、実は5年間無利子ということで農業者の方に融資をいただいております。昨年で終了したわけですが、今年、さらにもう1年ということで、認定農業者に限りましては、個人1億円、今まで1億円借りてあってもさらに別枠で1億円という、そういうことでございます。法人3億円、これを無利子で3年間融資する。ただし、この無利子とならない事業の中に、一番下に、転作に協力しない方が主食用米の生産に必要な農地、施設、農機具を購入する場合、これは無利子とはならないと。あくまでも有利子では融資できますけれども無利子にはならない。そんなことで、特に稲作農業者で経営の規模拡大を考えている方、これにつきましては、特にこの部分につきましても制度の趣旨の徹底等を行って、6月末までになるべく多くの方に入っていただく、そういう施策を考えていきたいというふうに考えております。

あと、5ページのほうにつきまして、口蹄疫ということで、若干情報の提供ということで、お目通しいただきたいと思います。ここに書いてあります口蹄疫の症状、こういうことでございます。国内では、明治41年、平成12年に発症しまして、今回、大きな発生を見た。今回の一番の問題は、豚に感染をしているということです。豚は牛に比べますと1,000倍、そういう感染力が強いということでございます。特に、一番下に、治療方法はなしということで、人間にはうつりませんけれども、何が問題かということですが、治療方法はない。

かかると、牛、豚は食欲がなくなって、最後には死んでいくと。ということで、経済動物ですので、食べられないということになりますと、その経済動物の価値がなくなってくる。そんなことで、治療方法なし、これが気になるわけでございます。

6 ページのほうは、ちょっと古い資料で大変申し訳ありません。現在の宮崎での発生の状況が、6 月14日現在ということで示させていただいております。現在は291例ということで、6 月18日に宮崎市で発生して以来、まだここ数日は発生がないということで、若干終息に向いているのかなというふうに考えております。特にこの中でご説明させていただきたいのは、この中に、えびの市という、ここが正常化に向けまして、市一丸となって対策を講じた。それと都城市につきましても、市が中心となりまして対策を講じた。そういうことで現地から聞いております。そんなことで、出たらば埋却、これの方法しかないのかな、そんなことで資料を添付させていただきました。

7 ページのほうには、よく10キロ圏内は移動制限区域、あるいは20キロ圏内が搬出制限区域という、そういう表現でありますけれども、旭市を例にとりまして、それぞれ赤、あるいは青で10キロ、20キロをくくってみました。こういうようなことで、市内がすっぽり10キロ圏で固まる。1 つ出ますと旭市内はすべて移動制限区域に入る、そんなご理解で、ひとつ地図を参考にさせていただきました。

あと、その次のページから、8 ページから、実は県が急遽5 月28日から施行ということなことで、千葉県で2 分の1、県の家畜防疫協会が3 分の1、その他6 分の1、これは市でございます。こういうようなことで、100%支援で実は畜産農家へ消石灰の配布、こういうものを現在、今実施をしております。県が5 月28日ということで、旭市はそれよりも1 か月早い前に市内には配りましたけれども、現在、千葉県がこういうことで動いているということでご理解いただきたいと思います。

現在、旭市には牛が63戸、豚が67戸、こういう農家がいるわけですが、それぞれ消石灰、現在、この事業を使いまして1 万2,265袋、20キロ換算ですけれども、これを実は配布すべく今動いております。現在、最初に配りまして、県から粉が来てしまったわけですが、一部、粉が来ますと、この粉が飛んでキャベツにかかったり、葉物にいつて被害があると、そんなことで、今、県には、粒状、粒で消石灰についてはなるべくいただきたい、そんなことで今動いております。そんなことで、消毒につきまして徹底を図るべく現在進めております。特にここは旭農高も畜産を飼っているということで、旭農につきましても防除の徹底をお願いしてございます。

気になりますのが、こういう病気の中で、正常国でありますアメリカ、あるいはオーストラリア、こういう所から食肉輸出の拡大要望が国には来ている。そんなことで、1つ情報として提供させていただきたいと思います。

以上で資料に基づきます説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、建設課ですけれども、資料はございませんが、事業の進捗状況について説明いたします。

飯岡海上連絡道の三川蛇園線整備事業と蛇園南地区流末排水整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についての説明を行います。

現在、飯岡海上連絡道については境界立ち会いを行っておりまして、終了次第、詳細設計に入りまして、用地買収に向けての諸手続きに入る予定でございます。

また、蛇園の流末排水については、工事着手に向けて詳細設計を行っており、下流部海側より工事を行う予定であります。

また、懸案事項でありました南堀之内バイパス事業については、地権者の同意が得られましたので、税の控除を受けるため、市道の路線認定を9月議会に上程し、承認された後に税務署と事前協議を行い、用地買収に入る予定であります。

以上です。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから所管事業につきましてご報告いたします。政務報告で申し上げた部分もございますので、補足して報告したいと思います。

まず最初に、プレミアム付き共通商品券、この事業について申し上げます。

旭市商業の振興と活性化を図ることを目的に、旭市商業振興連合会が、来月ですが、7月4日の日曜日、5日月曜日に販売いたします。今回は、消費刺激と利用者の利便を考慮し、使用期限を1年といたしました。販売は、市内全域を対象に、特設販売所5か所で1万2,000セット、額面総額1億3,200万円となっています。広く市民の方々に購入いただけるよう、昨年11月販売に続き、購入票での販売となっています。今回は1人5セットまでで、1家族上限20セットというようになっています。これに伴います共通商品券取り扱いの加盟店でございますが、市内全域で552店舗となっております。

続きまして、ふるさと産品ショップ運営事業について準備状況をご説明いたしたいと思います。

雇用の創出と中心市街地活性化対策として、市では新たにふるさと雇用再生特別基金事業を利用して、市の特産品等を広く市内外に紹介する地元発信型アンテナショップ、お店の名前ですが、ふるさと産品ショップ駅前市場「おあがん旭」というふうにしました。旭市商工会へ業務委託し、旭駅隣の三川屋本店ビル2階にオープンいたします。オープンは、来る6月30日水曜日を予定しており、広報あさひ6月15日号で案内するとともに、6月28日の朝刊にチラシを折り込みいたします。雇用する人数ですが、4人で、営業時間は午前10時から午後6時まで、営業日は、年末年始を除き無休となっています。また、商品の販売方法は、委託販売としています。駅前という立地を生かし、運営に努めていきたいと考えております。出店いただく事業者ですが、6月21日現在、商業者で22店、農業者で9店、その他3店、合計34店となっています。引き続き商工業者、農業者等のご協力をいただきながら、食の郷旭にふさわしい品ぞろえを進め、市内外にPRしてまいりたいと考えております。

また、これから夏期観光シーズンに入りますが、夏期の観光イベント等につきましては、市長の政務報告のほうでご案内したとおりでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） それでは、所管事項の報告でございましたが、何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

高橋委員。

- 委員（高橋利彦） じゃ、二・三点お尋ねします。

まず、このマスタープランが示されましたが、これはマスタープランにかかわらず、いろいろ計画書が出されますね。これは、だいたいよその市町村とそんなに変わらず、みんな金太郎あめのような感じがするんですよ。そんな中で、これを作るのにどのぐらいかかっているのかお尋ねをします。

それからあと、駅前広場の整備の件ですか、駅前広場、旭市の顔ということで整備が始まったわけですが、逆に、前より旭市の顔、もう旭市の顔というより旭市の恥というようなことになっちゃうと思うんです。結局、駅前のあのかなり広い部分があります。あれは私有地だということですが、砂利を敷いて草ぼうぼうなんですよ。そうすると、あそこへおり立った人が、いや、何だと思ってしまうんです。そんな中で、やはり地権者とのいろんな問題もあると思いますが、市と地権者、話し合いをした中で、もう少し、旭市の顔となるようなことをどういうふう考えているのか。

それからあともう1点、アンテナショップですか、駅前の三川屋の2階という話ですが、

これは商工会のほうにお願いした中であの場所に決まったということですが、駐車場を含めてなぜあそこに決まったのか。今、車社会の中で、車を置く場所がほとんどないと思うんです。ですから、その辺を含め、お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課のほうから2点のご質問についてお答えをいたします。

まず、都市マスタープラン、他の市町村とそんなに変わらないんじゃないかと、業者委託というものの中でという話がありましたが、これまで平成19年度から3か年という、先ほど申し上げましたが、この中には、策定委員会というものを開催する中で、この市民の意見をいただいてきたということがあります。先ほど申し上げましたように、その3つの区分ゾーニングをしたというのが旭市のマスタープランの特徴であるかな、そのように思っております。ご質問につきましては、どのぐらいかかっているのかということで、一応3か年間でやっとでき上がってきたということで理解をしております。

それから、駅前広場、旭市の顔として始まったという中で、事業期間が10年以上かかっている中で、だいぶさま変わりをきて、結果として土地の所有者と上物の所有者が違っていたとかいろんな状況の中で、前の関係課長等も地権者との交渉の中で、できればここにとどまっていたきたいという話は再三申し上げてきたんですが、その世代交代だとかいろんなこともある中で、なかなかとどまっていただけの状況じゃなかったと。結果としては、今、駐車場になっている状況がありますので、これらにつきましても、今後、直接的には、私有地でありますので、市のほうで強制的にできるものではないんですけれども、何らかの機会をとらえる中でお話をしていければなど。

また、今、現状でまだ残っている建物はございますけれども、そちらの方については、基本的には、現状の所で改築をしてご商売をされるという話を聞いております。ですから、その辺も含めて、その駅前地域で公共空間というのが非常に少ないものですから、そういった中で、これからどのようにできるかというのは市の内部でも検討していきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、アンテナショップの場所ですけれども、駐車場がないような場所でなぜあの場所なのかというご質問ですが、実は去年辺りから場所につきましてはいろいろ模索してございまして、この事業の目的の一つであります中心市街地の活性化

ということから、市街地の中でふさわしいお店がないかということで探していたわけでございます。それとこの事業自体が、もう一つのその一番もとである雇用の創出というようなことへの支出というようなことから、店舗等にいわゆる工事費ですとか備品等の購入がそんなに大きく使えないというようなこともありまして、その店舗を探すのに非常に制約があったということの中から、あの場所がそんなに大きく改装等をしないで使えるというようなことで、正直言って苦肉の策、2階というようなことで非常に立地条件もどうなのかと、お年寄りが来たときに2階まで上げるのか等々の声もいただいています。いずれにしても、そういうことも逆にウイークポイントだということできっかりと受け止めまして、今後、あらゆる機会を通じてPR等をしていきたいということで考えています。

駐車場につきましては、少ないながら駅前の駐車場を今のところ3台確保しています。利用状況ですとかお客様の状況に応じましてまた増やしていくとかまた考えたいと思いますし、イベントのとき等は、商工会の北側の元扇屋のジャスコの跡地ですか、あの辺も押さえてやっていきたいなというふうに考えていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 都市整備課長、3年かかって幾らというのは、金額が幾らかかったのか。

それから、果たして駐車場3台くらいで足りるんですかね。私、この前、聞いたんですけども、ミヤスズの駐車場を使えば怒られちゃうんじゃないかという話、それは相乗効果があっていいだろうと冗談を言っていましたけれども、今の3台の確保ではちょっと大変だと思うんです。それから、果たして今、あそこをみんなが中心市街地として見るのか、その辺だと思うんですけれども。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 大変失礼いたしました。どのぐらいというのは期間というふうに答えてしまいまして、申し訳ございませんでした。

金額につきましては、委託料を計上して債務負担行為を3年組んでおりまして、今回、3月補正予算で一部終わらなかったということで、繰越明許費のほうを設定させていただいています。トータルの金額は変わっておりませんので、トータル金額は2,742万6,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 俗に言うお役所仕事かもしれませんが、計画は立派なんですよ、確かにね。これにかかわらずすべて計画は立派。ここに果たしてそんなにかける必要はあるのか。それなら市の職員で、もっと実態に即した実のある計画、これはコピー刷りでもいいと思うんですよ。と私は思いますので、これは、副市長、これからやっぱり税金を使う中でその辺を十分に検討してもらいたいと思いますよ。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今、マスタープランの話がここへ出ていますけれども、この都市計画マスタープランと、過日、一般質問等で出ておりました都市計画区域の見直し、その辺の兼ね合いはどうなるのかということ。

それと、建設課長、海上飯岡連絡道と蛇園南地区の排水の関係、ある程度進んでいるという話は、今報告のとおりでございますけれども、一部、土地改良事業との兼ね合いがあるかと思っておりますけれども、土地改良事業はかなり今の現状で進んでいるという状況でない、遅れているというか、むしろ遅れている状況じゃないのかなと、当初計画は思いましたが、遅れている状況でないのかなと思っておりますけれども、その辺の兼ね合い、そのときに土地改良事業が進められているときに、その用地等、道路の幅員の確保のための用地はどのような、その土地改良事業の共同減歩等によるものなのか、新たなそれは拡張用地は取得するのか、その辺、どうなんですか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市計画区域の見直しとの関係はどうなのかというご質問がございました。これは、本日傍聴をいただいております飯嶋議員のご質問にもお答えしたんですが、現行の市の総合計画の中で土地利用の目標が掲げられております。新市において新たな都市計画を定めという形の中で、均衡あるまちづくりを進めるということ、これを受けて都市計画マスタープランの策定作業に入っているというふうに考えております。

ですから、この中では、この都市マスタープランそのものが、新市の全域、現行の旭市の全域をとらえた中で、これを都市計画としてどのような形で進めていくかという基本的な方針を示しているものでありまして、これができたから必ずこうだということではなくて、あくまでも課題と整備方針の中でこれをどのような形で位置づけていくかという、先ほど申し上げましたような、住民との合意形成が大事であると、このように考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の委員からご質問がありました海上地区の排水等と土地改良事業の関係でございます。現在、飯岡西部地区、遅れているということはありませんで、実は今、一般質問にありましたように、同意取得に向けて着々と進んでおります。現在の同意率、きょうの朝で94%ということです。県から言われているのは、なるべく98%に近づけてこいよということで、ただ、大口の今まで同意いただけない方も、昨日辺り、条件は一・二ありますけれども、ほぼ土地改良事業には賛成するよという声も聞こえてきております。そういうようなことで、当初の予定どおり、今年、予算もついておりますので、今年の事業承認いただけるように、本日も実は市長が県の担当、耕地課のほうへ行行って、事業推進につきましてちょっと協議をしてくる、そんなことで今進めております。

あと排水の問題等につきましても、副市長のほうから、他のいろんな事業、排水の問題、あるいは非農用地から出るまたその排水の問題、それぞれ連携してというようなことで、いろんな事業計画に基づいて、建設課、あるいは教育委員会の庶務課と連携して、後で排水路の幅が小さくないような、そんな形で、今、計画を連携をとって進めているところでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 用地をどう確保するのか。それは多分建設課のほうになると思うんだけど。連絡道にすると新たなものになるわけですね。その辺の用地をどこで確保するのか。例えば耕地整理のほうで確保するのか、新たな買収をするのか、その辺。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 土地改良事業等につきましては、あくまでも土地改良事業という名目がございます。その中で道路、水路は整備しますけれども、そこ以外から来る部分、例えば道路が広くなるとか水路が広がる。それはアロケーをしまして、負担割合ですか、しまして、担当課のほうと協議しながら、場合によっては用地を生み出す、そんな形で今進めております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、都市計画区域の見直して、説明は年度内、あるいは今年度中、あるいは年度内にやるということは、この説明をするということですか。区域の見直しに対

する説明をするということになるのか、その辺、もう一度お願いしたいと思います。

それと、今、用地は別だと。土地改良事業から減歩して、通常、何か道路なんかやるとき、共同減歩というのをよくやるんですけれども、そしていろいろなその関係で事業費を捻出するとかということ。その辺じゃなくして、全く予定地に買収に入っちゃうということなんでしょうか、その辺は。そうでなくして、土地改良の中で減歩をしたものを買い上げてそれに充てるといふんじゃなくして、その場所を最初から用地として取得するということがいいのか、その辺は。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 住民の説明会という中で、都市計画のこれをどのような形で進めていくかというお話だというふうに理解しました。基本的には、このマスタープランそのものが、市内全域を都市計画区域ということ視野に入れて作られているというふうに理解をしています。そういった中で、先ほど申しましたように、あくまでもこれは基本的な方針でありまして、必ず都市計画区域にしなきゃいけないということではありません。

それは、やはり旧旭市と旧3町と、これが長い歴史の中でそこに住まわれている方が今日まで来ているわけでありますので、その生活体系であったり道路状況であったりインフラですね、こういったものがだいぶ違うわけですね。そういった中で、これを新しい市として、都市計画としてそこに当てはめていくとなったときには、いろんなことが出てきます。

本会議でも答弁で申し上げましたが、一番やはり大きいのは、建築基準法の適用を受けることになる。今申し上げましたように、それは長い歴史の中でのそのインフラというものは、やはりそれぞれの地域で行われてきているわけでありますので、また、私のほうでも、最近、私どもと同じように合併をした市や町の状況もいろいろ聞いております。やはりそれには、長い歴史という、30年、50年という、あるいは100年という経緯もありましょうけれども、そういった中で、やはり道路の条件というのは、それぞれの市や町で進めてきたもの、排水の条件というのは違いますので、それらを、これから都市計画区域を定めていったとしても、これがあしたからなるということは全くありません。

やはりこれも何十年とかかかっていくことだというふうに思いますので、その辺、その建築動態、それからインフラの状況、こういったものをこれから時間をかけて地域別に、あるいは行政区ごとに調べていきまして、そちらのほうに直接区長さんを通じてご説明会を設けていって、この地域でどのようなことに対しての問題があるのか、このままでいいんだろうかということ、山間地域もありますし台地もあるわけですので、これはいろんな条件がありま

すので、その辺について地区別に説明会を開催していったら、そういったものの中で、こういった方向性を見出していくかというのをこれから検討したいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、先ほどちょっと説明不足で、大変申し訳ありません。

土地改良事業に伴います、例えば土地改良事業以外というんですかね、例えば土地改良事業であればこれだけの水路でいい、あるいは道路でいい、だけれども、いろんなことを、上のほうの排水からいろいろ考えると水路が大きくなきゃしょうがないとか、それは、先ほど言いましたアロケーの部分で案分しましょうよと。農林の部分はここだけ、広がった部分については、逆に土地改良の受益者が負担するようではこれは困るということで、あくまでもその部分については、場合によっては、その事業主体の建設課のほうで予算を持っていたら土地を購入していただく場合もあります。

ただ、土地改良事業は、ご承知のように、国が50%、県が30%、市が10%、受益者が10%になっております。そういう大きな水路につきましては、生活環境というんですかね、そういう部分で、地元の農業者の負担がないというようなことで、場合によっては市が20%負担している事例もございます。そのほうが、実は国・県から8割の補助がいただけるということで、また事業上有利な場合もあります。

そんなことで、受益農業者の負担にならないような形で、連携をとって一番いい事業を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） マスタープランの関係でこれはこれからどんどん進めていくということだろうと思います。ただ、これが必ず都市計画の区域の見直しになるということではないということで、そういう理解はされたわけでございますけれどもね。

例えば、過日、下水道、下水道じゃない、何でしたっけ、下水道関係の、下水道課のほうでやりましたよね、見直し、全域。ああいったものもこれと同じだと思うんですよね、早い話が。将来やるかやらないか分からない中で、何年か後のやつをこう見直しするわけですから。例えばこれ、旧3町にこう説明するということになって、これが受け入れられなかった場合、これは何もならなくなっちゃうんじゃないかなと思うんですよ。何もならなくなっちゃうと言うと、これはあまり語弊なことになるかと思いますがけれども。

例えばそういうことの中で、やはりそういったものは周到な計画を持ってやっていただけ

ればなと思うんです。二千何十万円もこれはかけてあるわけですよ。それは全域のものなんですから当然そういう形だろうと思いますけれども、ある程度そういう形でやはり準備をよくやって、庁内の中で、いろんな中でやってもらいたい。策定委員会等をかけたわけでございますけれども、やはり十分そういったものを、ここまでできたものがどうのこうのじゃないですけれども、これから将来もっとまちづくりなんていうのはどんどん進むことが考えられますので、そういうことということをちょっとお願いしておきたいなと思います。

それと、今、私は、その負担とかそういったもの、受益者負担をかけたとかかけないとかということではなくして、例えば、そういった、極端な話、水路等はそれでいいかもしれないですが、道路が一部入りますね、連絡道。区域内に入っていますよね。どのくらいの面積になるのか分かりませんが、そういったものの用地をどのような確保をするのかということなんです。例えば整理において、先ほど言いました共同減歩をした中で、そこからそれに充当した金額を事業費に捻出するために、そうすれば受益者の負担が軽くなったり何か方法がありますので、例えば中学の問題はそうでしょう。そういう形の中で、受益者負担を軽くしようということをやれば、また、もっとその賛成者も多くなる。そういうことをやるのか、それとも全く違う形でそこを買収しちゃうのか、そのどちらかなんだということを聞きたいのですけれども。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、大変、ちょっと説明が不足ですね。

現在、土地改良事業の中では、それを生み出すということで考えております。個々に買収に入っちゃいますと、今度、その所有者の方が違った形で土地改良事業云々、そんなことで、皆さんの同意を得て土地改良事業で生み出すと、そういうご理解で進んでおります。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） では、高橋委員、その前に10分ほど休憩いたします。

11時20分開催いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 時間の関係がありますので、簡単に質問します。

都市計画区域の設定について、今でも、旧旭市でもいろいろあると思いますが、そういう中で、この都市計画区域の設定はいつごろするのか、それに伴う課税はいつごろするのかお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） まず、2点のご質問であります。1点目、都市計画区域の見直しはいつごろかというご質問であります。本会議でもご答弁しておりますが、農林サイドとの調整というのは、かなりこれは時間がかかるだろうと、1年内外かかるんじゃないかと私は思っています。そういった中で、その農林サイドとの一定のある程度調整ができませんと、やはり住民の皆様に対して直接入っていくことが、果たして、かなり危険もあるんじゃないかと、私なりに個人的には思っています。

それと、先ほど申しましたように、各地域の長い歴史の中でのインフラの状況という部分をしっかりと調べなければいけない。そうしますと、先ほど日下委員のご質問にもお答えしましたが、やはりその地域に入っていくわけにはいきませんので、基本的にはしっかりとその現状をとらえた中で、また、先ほど申しましたように、県内にはその都市計画区域と、都市計画区域を持っていない合併というのは多々ありますので、そういったところとも……

○委員長（滑川公英） すみません、簡単をお願いします。

○都市整備課長（伊藤恒男） 分かりました。

ですから、もう2年程度は最低でも必要かなと考えております。

それから、税につきましてですけれども、税につきましては、これは都市計画事業に充てるということはありませんけれども、税を取る取らないというのは私の所管ではございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（滑川公英） いいですか。

そのほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） では、特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

- 委員長（滑川公英） 次に、陳情の審査を行います。

農水産課以外は退室してください。どうもご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。そのまま、自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 23 分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 15 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第 9 号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情、陳情第 10 号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こす E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める陳情の 2 件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、陳情第 9 号について、農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、お米の関係につきまして、若干、農水産課から情報の提供というような部分になるかと思えますけれども、発言をさせていただきます。

先ほど米の所得補償で国が 1 万 5,000 円出すという、10 アール当たり、ここの積算の金額、これが今回の政府の買い入れ価格、米価の回復、これにも若干影響するのかな。実は国が 1 万 5,000 円という根拠が、算定の単価としまして、標準的な生産に要する費用 1 俵当たり、これを実は現在 1 万 3,703 円、これで国は算定をしております。これは家族労働費、これを過去 7 年の計算の中で 8 割を見た。そういうふうなことで、お米を 1 俵作るのには 1 万 3,703 円かかりますよと。国の中での標準的な販売価格、実はこれは国は 1 万 1,978 円ということで、実はお米の売った金額よりも生産する費用のほうが上回っている、そんな算式になるかと思えます。この算式の差額が 1 俵当たり 1,725 円、言い換えれば 1,725 円の赤字という、そういう単価でございます。そんなことで、1,725 円、1 俵、これを実は国は平均反収 530 キ

口として見ております。そうしますと、10アール当たり1万5,238円、これをならしめて10アール当たり1万5,000円、これが実は1反当たりになりますと、国は、直接お米を生産する費用に比べまして販売価格が少ない、そんなことで今試算をしているわけであります。

そんなことで、今回1万2,900円というようなことで国が買い上げた部分、これが実は米価の低迷につながっている、そういう議論もあるわけですが、国としましては、この低迷した部分については、ご承知のお米の所得補償、この中でさらに1万5,000円出しますけれども、さらに1万2,000円、これを下回った場合にはさらに追加で所得補償をする、そういうことで言い切っております。

最後に下のほうに、新政権のマニフェスト、3万トンの備蓄を回転備蓄方式から棚上げ備蓄方式、言いかえれば、毎年備蓄をした米を主食用に販売しまして、その分を新米を買い上げる方式、これから棚上げ方式というようなことで、一定量の在庫を更新するために、売買を行わず継続的に保有する方式、こういうことというようなことで、回転備蓄方式、棚上げ方式、こういう、逆になっております。

今、非常に米価の値段、国がこういう手厚い戸別所得補償をするというようなことで、一般的にはお米がこれから下がりつつあるんじゃないかな、そんなこともささやかれております。ただ、国のほうからは、これ以上の国は備蓄米の買い入れを行う、こういうことはしないと、そういう情報をいただいております。

ちょっと説明になるかどうか分かりません。以上で説明を終わります。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

いいですか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、続いて、陳情第10号について、農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 陳情の部分につきまして、EPA、経済連携協定、あるいはFTA、自由貿易協定、この件の陳情でございます。

ご承知のように、食料の自給率、日本が現在41%、隣の韓国は46%、こういうような状況でありますけれども、フランス122%、アメリカ128%、カナダ145%、オーストラリアについては237%、先進国の中で日本が非常に自給率が低い、こんなことで陳情をいただいたか

と思います。

ただ、今の流れとしましては、どうしても経済のいろんな摩擦の関係、そんなことで、農林水産省としましては、米の所得補償にありますように、いろいろ国同士の話し合いは進めていく。ただ、その中で、自国の農家を直接支払いによって支援していく、これが実はＥＵ、あるいはアメリカなどでも主流になってきております。農家１戸当たりの直接支払いを比較しますと、ＥＵが87万円、アメリカが89万円、日本が24万円、そんなことで、こういう問題につきましても、今、農林水産省の中では、農業者を守る、そんなことで、直接支払い、その部分につきまして制度を移行していく、そんなことで聞いております。

そんなことで、旭市につきましては、所得補償、これを大きく期待しながら適切に農業者のほうの指導をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

それでは、第10号の審査をお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） この陳情の内容をまだちょっと理解できない部分があるんですけども、例えば旭市は所得補償を重点に進めていくと。そうしますと、これとは若干違ってくるという事になっちゃうんですか、この辺の内容。

それと、先ほど、ちょっとひっくり返しちゃって申し訳ないですけども、9号に関して、戸別補償制度が取り入れられると、これがどんどん、例えば加入率が少ないからいろいろ考えられることができるでしょうけれども、例えば加入率が高くなればこういったものもあまり考えなくてもよいということになっちゃうんですか、その辺。ちょっとその辺、簡単に。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 国のほうでは今まで、お米が余れば国が管理して買い上げする、そういうことで市場を安定させるという意味があったということで聞いておりますけれども、本年につきましては所得補償が入ってきた。そんなことで、この所得補償の部分で農業者の方の補償をする。そういうことで、これからは備蓄米の買い上げ、これは当面考えていないということで情報はいただいています。

ただ、お米の業界ですと、所得補償が農業者に入るでしょう、そういう期待感でお米が安くというようなことで、そういう懸念が今、業界では若干出ているということで聞いております。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 参考のために、今、日本の国内の生産量、それから消費量、それから備蓄米はどのぐらいあるのか、分かればお聞きしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、国全体の数字はちょっと持っていないくて申し訳ありません。ただ、千葉県の中では、千葉県人が食べる米は千葉県では不足している、そういうことでよく言われていることであります。

ちょっと回答にならなくて申し訳ありません。

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 39 分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

初めに、陳情第9号についてご意見がありましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作） これは非常に今大事な問題と思いますので、まだまだ我々も勉強不足の面もございますので、もうちょっとよく考えながら皆さんで意見を統一したいということで、継続ということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。継続審査ということで。

○委員長（滑川公英） いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） では続いて、陳情第10号についてのご意見がありましたらお願いいた

します。

嶋田委員。

- 委員（嶋田哲純） 今、平野忠作委員が言ったように、まだまだいろいろ研究しなければならないことがありますので、私もこの件はやはり継続ということをお願いしたいと思います。
- 委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

陳情の採決

- 委員長（滑川公英） では次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第9号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情について、どういたしましょう。

（「継続」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 継続でいいですか。じゃ、全員継続審査、はい。

では、陳情第9号は継続といたします。

継続という方が全員です。閉会中の継続審査とするということによって、閉会中の継続審査と決しました。よろしくお願いいたします。

陳情第10号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情について採択いたします。

（「継続」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 全員継続ということですよ。

よって、閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、陳情第10号は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございます。

委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 43 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 6 月 2 3 日（水曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 6 月 2 3 日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 8 号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 1 1 号 専決処分の承認について（平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算）

《付託請願》

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願

請願第 2 号 「国における平成 2 3（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第 5 号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情

出席委員（8 名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 七 巳
委員	林 一 哉	委員	嶋 田 茂 樹
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（2 名）

議 員	日 下 昭 治	議 員	飯 嶋 正 利
-----	---------	-----	---------

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（２８名）

教 育 長	多 田 哲 雄	環 境 課 長	浪 川 敏 夫
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	石 毛 健 一
社会福祉課長	在 田 豊	子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝
高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明	病院事務部長	渡 辺 清 一
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院経理課長	鈴 木 清 武
病院契約室長	奴 賀 政 志	病 院 再 整 備 室 長	鎗 木 友 孝
そ の 他 担 当 員	１２名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会にご参集いただきましてご苦労さまでございます。

梅雨の最中で天候も変わりやすく、大変お忙しいことでもあります。あすは参議院選挙の告示でもあり、旭市民の皆さんの市政への関心も高まる中での委員会であります。本委員会に付託されました3議案と請願2件、陳情1件について慎重なる審査をよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、飯嶋正利議員、日下昭治議員より本委員会の傍聴をしたいとの旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解お願い申し上げます。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろ多方面にわたりご指導とご支援を賜り、誠にありがとうございます。
ます。心より御礼を申し上げます。

さて、本日は、議会より付託されました3議案、議案第1号中の所管事項、議案第8号、
議案第11号と請願第1号、請願第2号、陳情第5号についてのご審議をお願いすることにな
っております。質問には簡潔に答弁するよう努めますので、よろしくご審議のほどお願い申
し上げます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平
成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8
号、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高
齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第11号、専決
処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願
いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第
1号）につきまして、社会福祉課が関係する部分のご説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明をさせていただきますので、補正予算書の8ページをお願いしたい
と思います。

一番下の欄になりますが、3款民生費、1項2目障害者福祉費、説明欄1、地域生活支援
事業の相談支援事業委託料450万円の増額補正についてご説明を申し上げます。

現在、発達障害を持つ児童への支援のために、旭市をはじめ東総地区の4市4町において、
香取海匠療育システムづくり検討会を組織しまして、障害を持つお子さんの保護者等からの
相談支援事業を市内の事業所へ委託実施しております。

このたびの補正につきましては、相談支援だけでなく、医療、保健、保育、教育、福祉な

ど関係機関との連絡調整や連携体制を構築しながら総合的に支援を行っていくために、障害のある子どもさんの療育に特化した療育支援コーディネーターを配置するための委託事業費450万円を増額補正するものでございます。

本事業につきましては、平成22年度に県の新規のモデル事業として打ち出されました事業を受託するということでございます。この事業が香取海匠地域の児童の療育支援につなげられるものと考えまして、本検討会で受託実施をすることになったものでございます。

この事業につきましては、県補助10分の10の事業でございます。

本事業につきましては、本来4市4町それぞれが負担割合によって予算化すべきところでございますけれども、年度途中で早急に事業展開していくために、従前から本検討会の取りまとめの幹事役として本市が当たっておりました関係から、22年度に限って、4市4町を代表しまして本市が事業費歳入歳出の全額を予算化するものでございます。

続きまして、歳入のほうをご説明申し上げますが、7ページをお願いしたいと思います。

ただいま申し上げました事業、10分の10の450万円、これを14款県支出金、2項2目1節社会福祉費県補助金、説明欄1の療育支援コーディネーター配置モデル事業費補助金として計上をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課所管の予算補正についてご説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開き願いたいと存じます。

9ページ、4款1項4目環境衛生費の19節負担金補助及び交付金670万3,000円の追加は、東総地区広域市町村圏事務組合への負担金で、組合において事務組織の変更をし、職員5名から成る施設整備課を銚子市役所内に設置したことに伴うものでございます。内訳は、2名の人員増等によるものが1,822万5,000円、備品購入費、公用車借上料等で32万8,000円、銚子市役所庁舎管理費負担金26万5,000円の合わせて1,881万8,000円となりまして、これに本市の負担割合を乗じて得た額でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第 8 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第 8 号につきましては、本会議で補足説明を申し上げましたが、平成22年 3 月23日に印旛村、本埜村が印西市に編入されたことに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び広域連合の議会の議員定数を改正するもので、お手元に資料、新旧対照表があると思いますが、その16ページをご覧になっていただきたいと思います。いずれにしましても、広域連合の規約の一部改正でありまして、7 条中の下線部分で議員定数を現行の56人から54人とするものであります。よろしくお願いします。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第 8 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第 8 号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） 議案第11号につきましても、本会議で補足説明申し上げましたが、国庫支出金を7,000万円の減額、歳入不足を行うため財政調整基金を7,000万円増額しました国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、急を要し専決処分したものであります。よろしくお願いいたしますと思います。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案を採決いたします。

議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に

ついて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(向後悦世) 異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

保険年金課長。

- 保険年金課長(花香寛源) それでは、保険年金課から滝郷診療所につきましてご報告いたします。

皆様の机の上に資料、滝郷診療所のあり方に関する検討委員会設置要綱が配布されている

と思います。滝郷診療所のあり方に関する検討委員会を設置したもので、第1、設置については、滝郷診療所の今後のあり方について検討するということで設置しております。

所掌事項につきましては、1、2、3、4、書いてあるとおり、滝郷診療所の役割、機能、運営、そのほか必要な事項というふうに定めております。

委員の構成でございますけれども、第3の中で2、3で、委員長は、国民健康保険運営協議会の会長、副委員長は、国民健康保険運営協議会の被保険者代表のうちで委員長が指名する者となっております。なお、滝郷診療所につきましては、ご承知のとおり、国民健康保険直営施設ということからでございます。

それとあと委員につきましては、4に記載のとおり、旭市医師会の推薦する者、旭市区長会長、海上地区区長会長、清滝地区区長、海上地区地域審議会の会長、滝郷小学校PTAの会長、以上8名と要綱では定めたものでありまして、実際に検討委員会でございますけれども、5月31日に第1回目の会議を開催し、市長から委員の委嘱、それから諮問を行ったものでありまして、その委員関係でございますけれども、実は滝郷小学校PTA会長につきましては、自分の仕事の都合で辞退されてありまして、委嘱の関係は7名ということになっております。

あと、今までの検討でございますけれども、5月31日、最初の会議を開きまして、今申したとおり、委嘱と市長からの諮問、それから、私のほうから、診療所の沿革と申しますか、診療所の歩み、それから決算の状況、診療所の状況、経営の状況等の資料を提示したものでございます。2回目につきましては、6月16日に開催いたしまして、現地の視察を行ったものです。あと、7月以降、月1回か2回程度の開催を予定しているところでございます。

今後、よく検討しながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、庶務課のほうから、学校施設の整備の状況、いずれも改築事業を進めております4校、中央小学校北校舎、矢指小学校校舎、第一中学校屋内運動場、飯岡中学校につきまして説明させていただきます。

なお、資料につきましては、矢指小学校の図面が上から1枚、2枚とあります。それと一中の屋内運動場、これが3枚目からとなっております。よろしくお願いいたします。

まず最初に、中央小学校の北校舎の改築事業でございますが、この事業につきましては、

本年度末の完成を目指して現在工事が進んでおります。6月現在の工事の進捗状況は、全体でおおよそ45%強となっております。

なお、工事につきましては、本体工事は阿部建設、機械設備につきましては石川商会住宅機材部、電気設備は鈴木電設がそれぞれ施工しております。

次に、矢指小学校校舎の改築事業でございます。これが、資料を添付してございます一番上が配置図になっております。2枚目が平面図、このような資料になっております。

矢指小学校校舎の改築事業に係る開発行為は、5月末に申請をしております。現在は県の関係課において審査中でございます。今後の予定でございますが、開発行為の許可後に建築確認申請手続き及び工事発注の事務手続きを経まして、10月ごろの着工を目指しております。校舎の、新校舎ですが、完成予定としては、来年度の8月ごろを見込んで事業を進めております。

校舎でございますが、概要といたしまして、構造は鉄筋コンクリート造り平屋建てでございます。床面積が3,505.05平方メートル、平屋で、図面、ちょっと見づらいですが、A棟、B棟と2つの棟に分かれておりまして、A棟が、図面でいきますと上の部分、1,648.37平方メートル、B棟が1,856.68平方メートルとなっております。

次に、第一中学校の屋内運動場改築事業でございます。図面添付資料の3枚目になります。

3枚目の図面、これが配置図になっておりまして、この図面で見ますと右上のほう、ちょっと太い線になっておりますが、現在の体育館のある位置、若干それを北側へ持ってきたといいいましょ、そんな位置関係でございます。この建設位置は、既存の現在の屋内運動場の位置を基本としております。学校と十分協議の結果、今後の利便性を考慮いたしまして、現在位置より北側へ建設することで、体育館前の空いたスペースを来客者用の駐車場、これ47台駐車できます。そして整備する計画としております。

進捗状況でございますが、屋内運動場の解体工事は、自転車置き場の解体も含めまして発注済みでございます。本体工事は現在、確認申請の手続き中であり、早期発注を目指しております。

全体の概要でございますが、構造が鉄筋コンクリート造り2階建て一部鉄骨造り、床面積は1,807.19平方メートルです。

全体の4枚目の図面が、これは1階部分の平面図でございます。アリーナ面積は、縦30メートル、横37メートル、面積は1,110平方メートル。ほかにはステージや会議室がございます。

その下、最後の図面が2階の図面となっております。2階にはメンテナンス用のギャラリーやトレーニング室を設けてございます。

以上、一中の関係でございます。

最後に、飯岡中学校の改築事業でございますが、飯岡中学校につきましては、一般質問等でもお話ししたとおり、土地改良事業の進捗状況と合わせての事業計画となっております。そのため、関係各課及び関係機関ともこれからも十分な協議を行いながら、可能な限り早期に建築できるように進めていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室より、国体の開催準備状況についてご説明申し上げます。

本日で、旭市での卓球競技会開催まであと残すところ99日となりました。実行委員会のほうでは、競技実施団体であります県の卓球連盟と連携しながら、現在、準備作業のほうを進めているところでございます。

その中で啓発関係についてであります。啓発関係につきましては、炬火関係のものをやっております。炬火につきましては、5月16日の東部5市の体育大会におきまして、炬火の採火及び点火を行っております。この炬火につきましては、8月31日の千葉県選手団の結団式に併せまして千葉市で集火し、国体の総合開会式で使用されますが、それまでの間、旭市では、市内のイベントで炬火を活用することとして今進めております。

今までに旭市小学校の運動会並びに東総地区の中学校のソフトボール大会の開会式で炬火を使っておりますが、今後、実行委員会で、総会でご承認いただきましたとおり、8月6日の旭市七夕市民まつりで炬火リレーを実施すべく、今現在準備を進めております。リレーのほうは、警備の関係もございまして、七夕まつりのミス七夕のパレードですか、あのパレードに併せまして、銀座通りを中心に炬火を行うということで、小学生の部、それから中学生の部、一般の部ということで、小学生、中学生については、今、関係団体から選手の推薦をいただいております。一般の部につきましては、公募をするということで、今、広報や国体の啓発紙「卓ックル」で今後募集を行っていく予定でございます。議員さん方につきましても、もし時間がありましたらリレーのほうをご覧いただければと思っております。

続きまして、これからの予定でありますけれども、千葉県の国体の予選会、今月の26日から2日間、千葉県民体育大会第2部が開催されますが、これは青少年の部の国体の予選会と

して開催されるもので、この予選会の出場選手の中に旭市から中学生が2名入っております。一中の生徒ですけれども、この2名の生徒は県大会で優勝するなど非常に成績もよく、我々実施本部としまして、この選手のうち1名でも2名でも国体のほうに出場していただければ、旭市で非常に市民の皆さんの関心が高まり、国体が盛り上がるものかということで期待しております。

これから選手のほう、各県で予選会等、続々と行われてまいりますけれども、この出場のチームや選手のほうの情報につきましては、これからは国体のほうのホームページや、また国体の「卓ックル」広報紙で市民の皆さん方にお伝えしながら、国体の開催機運を盛り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、病院のほうから報告としましては3点ほどございます。

まず第1点は、平成21年度の決算見込額なんですが、これが4億5,400万円となる予定でございます。昨年の利益3億9,900万円と比較しますと、5,500万円ほど増加する見込みでございます。

第2点としまして、7対1看護基準については、当初、平成23年度から実施するという予定でございました。21年度に看護師等の前倒し採用等を実施した結果、本年6月1日に申請を行い、許可を受けております。

続きまして、第3点としまして、継続事業である新本館建設工事ですが、現在、8階部分の躯体工事を実施しておりまして、工事は順調に進んでおります。本年9月には12階部分の躯体工事が終了する見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） ご苦労さまです。

庶務課長、ひとつよろしくどうぞ。

3月と6月に向後委員長より、飯岡中学校の問題で、安心・安全で環境のよい所で教鞭をとってもらいたいと立派な質問があったんですけれども、その中で、元の飯岡町時代、平成

15年に基本設計、17年に実施設計をしてあるわけなんですけれども、そのあれは今でも使えるんですか。

それ1点と、実はきのう、小学校のほうを何校かちょっといろいろな用があって行って見えたんですけれども、先生方が、テレビどうもありがとうと言うんですよ。それは各学校全部入っているのか、予算はどのくらいなのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、お答えいたします。

まず、最初の件、実施設計書を使えるか使えないかとのお話ですが、まずはそれを具体的に使う使わないの話は別としていただきまして、平成19年に、姉齒問題でしょうか、建築基準法が大幅に変わっております。そんな関係で、その建築基準法の中で新構造基準というものが示されたそうです。これによりますと、従来とその構造基準の計算の仕方、見方、全く違うものということございまして、構造計算につきましてはとにかく一から見直さないと、その前の設計というものは使えないということございまして、この建築基準法の大幅な変更がございましたので、これは使えないものというふうに私のほうも判断しております。この部分につきましては、その専門家といいますが、設計士のほうにもちょっと確認をしてみました、前に。よろしいでしょうか。

次に、テレビにつきましては、各学校の教室に昨年度、21年度事業ですべて配置されております。52インチのテレビでございます。それで、予算というお話でしたが、実際もう全部入っておりますので、実績でいきますと全体では205台入っております。この部分の中に、庶務課じゃなくて企画課の予算で対応したものもございます。私のほうの予算で対応したのは、トータル190台になっております。結果といたしまして、その205台の契約額でいきますと、4,008万5,850円でございます。庶務課分の決算額になりましょうか、190台、3,715万3,200円、すべてもう入っておりますので、4月から学校のほうで、ふだんの学習にパソコンとつないだり使ってくれているというお話を伺っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育長、大変お金かけて設備したわけですから、これからも子どもらによい活用方法をとって頑張ってください。お願いいたします。答えはいいです。

○委員長（向後悦世） 何かほかにお尋ねしたい点はありませんか。

林委員。

○委員（林 七巳） 病院のほうに一・二点お聞かせいただきたいんですが、同僚議員が、売店の問題と、それから一部市民の方に、院外処方が入るのではないかとということを聞かれたので、その点2点について聞きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 売店につきましては、本会議でもお答えしましたけれども、現在、新棟の中に、1階に一応スペースを設ける予定にしております、一応、母子福祉会のほうに、これからどういう形で運営をしていくお考えなのかということを確認しながら作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、院外処方につきましては、現在、まだこちらとしてはそういう方向にという議論はいたしておりません。新しい病院におきましても引き続き現在の処方でやっていくということは確認いたしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 旭中央病院のほうにお伺いします。

私、3月議会でもちょっとお尋ねしたんですけれども、医療費の改定で0.19%くらい上がるというようなことも聞いておりますけれども、今回の医療費の改定によりまして病院のほうがどのような影響を受けているか、影響があったかということが第1点。

それと、前回も、7対1看護について6月から実施する予定だということで、看護師の数が約26名くらいというようなことを3月の定例の委員会の中でお答えしていただいたわけなんですけれども、実際にはどうなっているのか。

それと、地域医療再生基金ですか、去年のちょうど今ごろでしたか、自民党政権の中では、100億円を10か所、そして30億円を70か所というようなことで言われておりましたけれども、民主党の政権になりまして、今回、千葉県に、海匝地域、東総地域に約25億円、山武長生夷隅ですか、これは25億円というような、そういうようなことが新聞で報道されておりますけれども、実際、この東総地域の医療再生基金ですけれども、これが、25億円はどのようにこれから活用されていくのか、その辺、分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、まず診療報酬の改定の件についてお答えします。

今回の医療費改定は、10年ぶりの改定ということで、議員のご指摘のとおり、全体ではわずか0.19%の増加になっております。ただ、今回の医療費改定は、急性期医療、産科、小児科等の医療の強化が重点課題ということで、当院はこういったものをすべてやっております、こちらのほうに重点配分というか、追い風という形で報酬が算定されるようになっております。

ただ、こういった中で、じゃ、実際にどういう数字になっているかといいますと、まだ5月分についてはちょっと集計中なもので数字が出ておりませんが、4月分の数字でちょっとお答えします。本年4月の外来の単価、こちらが1万6,932円、昨年の4月が1万6,406円ですので、これで526円ほど増加で、率としては3.2%ぐらい増、それから入院については、本年が5万6,072円、昨年が5万3,009円ですか、3,063円ほど増加で、率で5.8%ぐらい増加しております。実際に、じゃ、医業収益全体ではどうかといいますと、22年4月、こちらが24億3,800万円、昨年が23億4,300万円ということで、前年度比で見ますと9,400万円ほど増加して、率で言いますと約4%ほど増加しております。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、7対1の看護基準に対しての今現在の看護師数のことについてお答えします。

現在、4月に入りまして、看護師総数が785名ということになりまして、7対1の基準看護の今回は申請を行ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） すみません、ばらばらしたお答えで申し訳ありません。

私のほうから、地域再生基金の25億円ということで、使い方といいますか、その辺のお話についてお答えしたいと思います。

今お話しになったとおり、地域医療再生基金、当初の計画からダウンいたしまして、1圏域すべて25億円という形になっておりまして、当香取海浜地域につきましては、当旭中央病院を中核病院といたしまして、地域での医師の確保、それから自治体病院の機能再編、疲弊しているということで、自治体病院の機能再編を図ることによって、地域での再生を図ろうという計画でございます。

具体的にこの25億円の使い道について、県のほうでも、地域でも、市長はじめ、この会議

が開かれるわけですが、その中で具体的に決められていくわけですが、現在のところ予定されておりますのは、主に当院に関係いたしましては、機能強化、それから地域医療支援機能の対策費ということで、具体的には、地域支援医療病床の確保を図るというふうに、がんとかそういった難病対策について、地域病院で受けられないものを旭中央病院に病床を用意するような計画がございます。それから、地域医療支援センターということで、そういう機能を病院に設けまして、大学と連携をして医師の確保を図る。医局機能的なものを病院に設けようということでございます。こうした運営費と病床の確保については、一部改修費もございますけれども、こういった運営を図る費用として、全体で9億円程度、予算を考えているというふうに聞いているところでございます。

その残りにつきましては、全県的なITネットワークの構築、それから大学との協力をして医師確保を図るということで、千葉大ですとか、あと東大とか、そういったところにも人材確保、それから医師、看護師のスキルアップを、そういった費用も見込んで全体として25億円になっているというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） ありがとうございます。

7対1看護なんですけれども、4月に785名というような、今、お答えがあったわけなんです、なぜ6月になって、4月からできなかったのか、その辺、もし分かればお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 今、委員のほうから、4月に入った職員がなぜ4月ではないのかというご質問にお答えいたします。

このたびの7対1、あるいはその看護基準なんです、これは入院患者に対して直接看護サービスを提供することが条件となっています。そのために、4月に入りました看護師なんでございますが、入職いたしまして4月の期間は、実務研修を含む2勤勤務と。翌5月は、夜勤を含む実務研修を積んで、その後でしか申請できないということになっておりますので、今回6月となったことだけご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに何かお聞きしたい点がありましたら。

木内委員。

- 委員（木内欽市） 先ほど林委員からも質問があったんですが、売店と調剤薬局、この2点についてお聞きします。やはり私はいろいろ一般市民から聞かれるもので、答えなきゃいけないものですから、よろしくお願いします。

先ほど、売店のほうは母子福祉会に相談しながらとお答えになったと思うんですが、相談しながら、場合によってはコンビニが入るということもあるということなんでしょうか。

- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） こちらとしては、母子福祉会、今までも病院の売店を行っておりますので、当然、母子福祉会に売店を行っていただきたいということでございます。

ただ、具体的に母子福祉会のほうに今お聞きしたいと申し上げたのは、運営方法として、新売店にいったときにどのような形でサービスの向上等を図っていくかとか、そういった具体的な内容についてお伺いをしていきたいということでございます。

- 委員長（向後悦世） 木内委員。

- 委員（木内欽市） じゃ、母子福祉会にそのまま今までどおりやるということで、新しいそのコンビニが入るということではないということでもいいんですか。

- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） 現時点で、全く母子福祉会を無視して新しい病院にいきなり入れるということはありません。

- 委員長（向後悦世） 木内委員。

- 委員（木内欽市） はい、了解しました。

それとあともう一つ、院外薬局の件なんですが、これは別に私は、病院の経営がよくなることであれば院外薬局でもその状況に応じてはいいと思っていますので、誤解のないようにお願いしたいんですが、たまたま今、どうなるか分かりませんが、菅総理が消費税を10%にすると、5%上がった場合には、今までの薬の利益が、どうなんですか、これ、消えちゃうんじゃないですか。それとも、まだまだ院内でやっても利益は確保できるのか。

- 委員長（向後悦世） 病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） 病院の消費税問題というのは、今、委員ご指摘のとおり、ございまして、本来、消費税については最終消費者が負担をするという形になっているわけですが、この導入の経緯の中で、病院については、病院が最終消費者だという扱いになっておりまして、薬等についても病院が消費税の分を負担していると、こういった実情にござ

います。

現在のところは、その薬価のほうはずっと引き下げられてはおりますけれども、若干の、経営上といたしましては、薬価差益といいますか、その仕入れ等の関係で、病院がやっていれば若干もうけが出ているという状況でございますけれども、今お話がありましたように、消費税の引き上げ等があると、なかなか病院としては経営上は非常に薬を出せば出すほど苦しい実態が出てくるというふうには認識しているところでございます。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） だいたい、計算すれば、今までの薬の利益が幾ら出ていて、それで今度、消費税が5%アップになったらもうかるのかもうからないのか、できると思いますがね。

それとあと、新棟ができて、当初、図面を見せられたら、ちょっと間違っていたらあれなんです、新棟に薬局のスペース、最初からとってないんですよね。そうすると、薬局は今までどおりの所で対応するということでもいいんでしょうね。たしか新棟には薬局のスペース、1階にはないような気がしたんですが。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） お答えいたします。

今の新棟の計画なんですけれども、薬を作ったり調合したりするというのは、3階部分で作ってというような計画になっております。それで、1階においては、その払い渡しですね、患者さんにお渡しする窓口だけを設けているというふうなことでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） 3階に幾らかとってある。そうすると、今まで使っていた薬局のあそこはどうなる。そこは使わないんですか。新棟で全部対応できるんですか。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今までの所というのは、今、2号館のほうに1階に設けておりますけれども、そこは、改修後にリハビリとかそういうふうなことにしていきます。新本館の3階で作っていくというようなことですが、もちろん院内にも院外にも両方対応できるようには数を作っていくというようなことで予定しております。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） よく分かりました。じゃ、3階で作って1階でやると、そうするとあのスペースで足りるということですね。ちょっと素人だったもので、1階のあの薬のスペース

が少ないもので、ああ、これはやっぱりあれかな、将来は院外も見据えてのことかなとちょっと今思ったもので。いろいろこの議論、出てくると思いますが、ひとつ、あつたらずひみんなでもんで、経営形態等を併せて、これからいろいろ社会状況が変わっていくので、どうなるか分かりませんので、よく説明とかもんで、みんなに理解が得られるように、そして誤解のないようにこれから進めていただきたいと思います。

院外は今のところ考えがないということによろしいんでしょうけれども、たまたまというか、たまたまあの周りを通ると、1軒アパートがあって、ちょうど道路沿いのアパートが全部、今、全室空いているんですよ。だから、あれ、これはいよいよアパートの所に何か違う建物でもできるのかなと、そんなふうになんて考えていたもので、それは、偶然、アパートの大家のほうがそこを全部空けたのか分かりませんが、これは消費税も上がるし、もう院外薬局の出たい人らが手を打って、そのアパートのほうを既に押さえたのかなと。それは私の感じですからね、こんなことを言ってみんなに迷惑をかけたらすみませんが、そんなことがある。

そして、いろいろやはり病院は、みんな大きな関心というか、持っていますものですから、何かありましたらぜひ報告なりよろしくお願いして、いろいろな、順調にこれからいくようにということによろしくお願ひしたいと思います。分かりました。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 保険年金課長、答弁はいりませんから。

先ほど滝郷診療所、説明がありました。それで、私、区長の時代に、以前、うちのほうの町内にも診療所があったわけですよ。区長時代に、復帰してもらいたいなという声がありまして、区長らみんなして、当時、病院の諸橋先生の所へ行ったことをまだ覚えているんですよ。そのときの話を聞いていて、こういう時代になるよという話を聞いてきました。確かにそのとおりに今なっております。これからも、人口はどうか分かりませんが、少子・高齢化の中で十分議論して、ひとつよろしくお願ひいたします。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） 国保でやっているわけですので、少子化の中でみんなで検討して、赤字にならないように頑張ってください。

○委員長（向後悦世） 景山委員、お尋ねしたい点だけよろしくお願いいたします。

それでは、特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

- 委員長（向後悦世） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第2号、「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

日下議員、お願いします。

- 紹介議員（日下昭治） 議案審査でお疲れと存じますが、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

請願第1号、請願第2号とも、旭市合併以来、あるいはそれ以前から、今回同様の請願として各議会等に上程されて、審議、また採択等をされてきた内容だと、ほとんど大幅には変わっていないかと思えます。請願者、請願団体であります。子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会です。連絡会には、多くの団体、あるいは協議会、教員組合等の参加もされているようです。代表者であります会長は、關英昭様です。

なお、詳細については、学校教育課長から補足して説明していただければと思います。私から簡潔にお願いしたいと思います。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、まず説明させていただきます。

義務教育費国庫負担制度につきましては、三位一体改革で2006年度より、それまでの国負担2分の1から3分の1に縮減され、今日に至っていると思います。この制度においても、恒久的なものでなく、昨年の行政刷新会議の事業仕分けでは、義務教育費は全額国庫負担すべきではないかという意見も出されていたとのことです。

そのほかにも、政府において検討されている地域主権戦略大綱策定の中においては、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金への移行も検討されているようです。現行制度におきましては、35人学級など定員規模を縮小する措置は、都道府県費、自治体裁量権で行われていますが、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合においては、義務教育の水準格差、あるいは国民に等しく義務教育を保障するという観点から大きくずれが生じることが危惧されています。また、厳しい地方財政を圧迫することが懸念されます。

以上の点を踏まえまして、また、請願の趣旨をご理解いただき、採択の上、政府、関係機関に意見書を上げていただけるようお願いし、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課としての参考意見を述べさせていただきますと存じます。

言うまでもなく学校は、子どもたちの勉学に励む場として、また自己実現の図れる場、切磋琢磨できる場として、教員、養護教諭、事務職員、栄養職員等が力を一つにして、児童・生徒の指導と支援に当たっております。そして、21世紀を担う子どもたちの健全育成に寄与しているものと考えております。

しかるに、基幹職員である事務職員でありますとか栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報もあるわけでございます。教職員の安定した確保というのは、子どもたちへのきめ細かな指導も可能になります。また、日下議員からもお話がございましたが、全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる、これが基盤であろうかと思えます。そのための義務教育費国庫負担制度であると考えられると思えます。そういった点からも、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書に記された内容は、大変に重要なものであると考えます。

私どものほうで確認をさせていただきましたところ、昨年、本市と同様に義務教育費国庫

負担制度の堅持に関する意見書を採択した市町村は、県内で47市町村で採択がされておりました。本年度も、ここに意見書を出しております団体、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、それから千葉県都市教育長協議会には、多田教育長もここには参加しております。また、各PTA組織、小学校、中学校、高等学校、そして幼稚園のPTAの連絡協議会、県の組織でございます。それから、県の小学校、中学校、高校の校長会、教頭会、そういった団体等で作る皆さんが、22団体で作る、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体として、この請願を求めているわけでございますので、ぜひその辺については重く受け止めていただけると大変ありがたく感じるところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、続いて、請願第2号について、紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

日下昭治議員、お願いします。

○紹介議員（日下昭治） 請願第2号、「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について説明させていただきます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うものです。教育の水準や機会均等を確保することが国家の基盤になると考えます。

本市においては、学校整備事業、旭市学校いきいきプラン事業の施行など、教育環境、教育活動に多大なる支援をされていますので、子どもたちは、充実された環境整備により、個性を伸ばし、可能性をさらに広める機会となると確信するところです。

しかしながら、社会変化とともに子どもたちを取り巻く環境も変化して、いろいろな問題も山積しています。子どもたちの健全育成、豊かな教育を実現させるためには、教育環境整備は一層進めていく必要があると考えます。

そこで、以下の7点について働きをお願いしたいと思います。

1、子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること。

2つ目、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること。

3つ目、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4つ目、現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

5つ目、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6つ目、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。この点につきましては旭市は随分進んでいるわけですが、各方面いろいろあるかと思いますので、その辺をご理解賜りたいと思います。

7つ目、子どもたちの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、請願第1号同様、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、意見を述べさせていただきたいと存じます。

国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書採択を求める請願につきましては、先ほどの請願と同一の団体から出されているものでございます。いわば、県下の各教育関係団体がともに採択を求めています。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することなどは、子どもたちの学力向上に直結することでもあります。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組み、就学援助予算の拡充を求めることなどは、とても大切なことと考えます。特に教科書の無償制度は、経済状況からだけでなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから維持していかなければならない制度であろうと考えます。

子どもたちが学ぶ学校施設についても、これらをさらに整備し、安全で安心な学習環境のもとで学ぶことができるよう、教育予算の増額を図ろうと働きかける本請願の趣旨は、とても重要なものと考えます。

先ほどと同様になりますが、昨年度、この義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、県下44の市町村で採択されたという調査結果を入手いたしました。本年は昨年を上回る市町村での採択になるという見通しを伺っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 27 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第 1 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第 1 号の審査を終わります。

続いて、請願第 2 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第 2 号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第 1 号は採択と決しました。

請願第 2 号、「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関す

る請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任をお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(向後悦世) 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備したいと思います。事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長(向後悦世) 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長(堀江通洋) それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務

教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成21年11月に、行政刷新会議において、義務教育費国庫負担制度を事業仕分けの対象として論議した。また、「地方主権」を確立するため、今夏にも「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定するとしている。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」の検討を開始している。義務教育と社会保障の必要額は確保しているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてです。

以上です。

- 委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

陳情の審査

- 委員長（向後悦世） 次に、陳情の審査を行います。

子育て支援課の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第5号、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情の1件であります。

それでは、陳情第5号の審査に入ります。

初めに、子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

- 子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、陳情書に関する参考意見ということで申し上げさせていただきます。

もう皆さんご存じのように、子ども手当は、次の世代を担う子どもの健やかな育ちを支援するということを目的に創設されたものでございまして、手当を受給できるのは、中学校3年生までの児童を養育している父または母、もしくは父母に代わって養育する者ということで、国内に住民登録、旭市においては、旭市に住民登録をしている者ということにされております。児童手当のように所得制限は設けられておりません。

今年度の支給額につきましては、月額が1万3,000円、支給月としては、6月、10月、来年2月の年3回、4か月分ずつということで支給いたします。ちなみに今年の6月は、制度が4月からでございますので、4月、5月の2か月分、10月は6月から9月までの4か月分、2月は10月から来年1月までの4か月分ということで支給をいたします。

旭市の第1回の支給でございますけれども、6月7日に振り込みをいたしました。振り込み日は市町村によって若干変動がありまして、月初め、月半ば、月終わりということで、県内でそれぞればらつきがございます。支給の延べ児童数といたしましては1万5,926人、養育者数としては4,903件ということで、支給額は2億703万8,000円となりました。また、従来の児童手当分として2月、3月分を同時に支給いたしました。この延べ児童数は1万3,087人、養育者数としては4,123件で、支給額は8,547万円でございます。

旭市の今年度の子ども手当の支給総額ということで、10か月分で予算に計上してございますのが、13億円を予定しております。この13億円の財源の内訳といたしましては、国庫負担金が10億6,400万円、県の負担金が1億1,800万円、市も同額で県と同じ1億1,800万円ということでございます。

参考までに、昨年度の児童手当の支給総額を申し上げますと、約5億300万円、財源としては、国庫負担金が2億1,600万円、県負担金が1億4,300万円、市の負担額が、一部事務費が入りますので、1億4,400万円ということになっております。

子ども手当に変わったことによる市の負担といたしましては、今年度は従来の児童手当の負担と変わっておりません。財源的に具体的に申し上げますと、児童手当分5,000円の3分の1を国が負担し、3分の2を県と市が負担して、8,000円上乗せになる分は国が全額負担するということになっております。また、新規対象となった中学生の子ども手当については、国が全額負担するということとしております。

問題となっている外国人の取り扱いなんですけれども、本市においても外国人の方が何名かはいらっしゃると思いますが、特に問題となるようなケースは今のところ出てきておりません。ただ、今後、国が、その児童手当の児童の国内居住要件ですとか、それから養育者、父母との同居の要件とかというその厳格な要件を規定していかなければ、末端市町村の窓口での混乱は避けて通れないものではないかなというふうに思っております。

また、もう一つ問題となるのが、子ども手当を受給しながら保育料や給食費等を滞納しているご家庭、その分について、その市町村サイド、今、現状では、市町村がそれを取ってしまうということができませんので、そういったことを直接その市町村が滞納保育料やなんかに充当できるような、そんな仕組みを国が考えていただかなければ、制度そのものの改正を市としては進めていただきたいなというふうに思っております。

以上で参考意見を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 1つお尋ねいたします。

当市において、外国人の方で給付に來られた方がいるのか、また、いたら何名くらいいたのかお知らせいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 外国人、今回6月の支給分については、46件、外国人の方がございました。子どもの数にしては、1人で2人とかという方もいらっしゃいますので、実際、子どもの数でいきますと64人ということです。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（林 芳枝） 申し訳ございません、国別はちょっと今把握しておりませんので、その辺、もし……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（林 芳枝） はい。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、ここでしばらく休憩いたします。

執行部は退室してください。ご苦労さまでございました。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 59 分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情第5号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

- 委員（佐久間茂樹） 私は、この陳情を不採択という立場で、ちょっと考えを、意見を述べさせていただきたいと思います。

確かに子ども手当、今年始まったわけですがけれども、私どもも、どうしたら日本の人口減をとめることができるかということで、かねがね同僚議員とも話をしていました。それで、例えば第2子、あるいは第3子に重く手当を支給する方法、第3子に支給を多くすれば、2人はだいたい標準、3人子どもを持たないとある程度増えないのかなと、そういう話を、結構、この話が出る前からいろいろ話をしていました。

ただし、これは、やはり国の人口減というすごい壮大な抑止策の一つのトライアル、視点だと思うんですね、子ども手当がね。実際、まだ始まったばかりです。これそのものを廃止するということではなくて、例えばいろいろ支給方法、国籍を有しない者とか、あるいは、先ほど教育費、あるいは給食費の滞納、その辺の納めなければならない義務を果たしていない人にまで払うとか払わないとか、そういう細かい問題はあるんだろうと思うんですが、子ども手当そのものを廃止するということまでには、多分、そういった陳情まではしなくてもいいのではないかなと、私はそう思います。

そういった意味で、今後、この子ども手当を国のほうでも、予算の問題、いろいろ考えてくれるだろうと思いますので、まだ試行錯誤の状態なのではないのかなと。その段階で、子ども手当そのものまでも廃止しろという陳情は、ちょっとまだ時期尚早かなと、そう思います。そういった意味でこの陳情は、ちょっとまだ時期尚早、今回は私は採択できないと、そう思います。

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

- 委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第5号、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

- 委員長（向後悦世） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 4分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世

総務常任委員会

平成22年6月24日（木曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 6 月 2 4 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市定住自立圏形成方針の策定について
- 議案第 7 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 1 2 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 1 3 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 1 4 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

《付託陳情》

- 陳情第 3 号 公契約条例の制定を求める陳情
- 陳情第 6 号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情
- 陳情第 7 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
- 陳情第 8 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情

出席委員（7 名）

委員長	島田和雄
委員	林正一郎
委員	柴田徹也
委員	大塚祐司

副委員長	飯嶋正利
委員	林俊介
委員	太田將範

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議長	林一哉
----	-----

説明のため出席した者（２４名）

副市長	増田雅男
行政改革推進課長	林清明
企画課長	神原房雄
税務課長	堀川茂博
会計管理者	高山重幸
監査委員局長	平野修司

秘書広報課長	米本壽一
総務課長	平野哲也
財政課長	加瀬正彦
市民課長	石井繁
消防長	佐藤清和
その他担当職員	１３名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋
主査	穴澤昭和

事務局次長	向後嘉弘
-------	------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまから委員会を開催いたしますけれども、今回のこの議会から、この4月に新設されました行政改革推進課が総務常任委員会に加わりました。行政改革推進課の役割は、読んで字のごとし、行政改革を推進することによりまして市の健全財政を確保するということです。大変明確な目標がございます。今後の林課長をはじめとしまして皆さん方のご活躍をご期待申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

去る15日の本会議におきまして委員会に付託いたしました議案10議案と陳情3件、それと継続審査となっております陳情1件についての審査をしていただくことになっております。どうかよろしく審議のほどお願いいたしまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第1号の平成22年度の一般会計補正予算、議案第2号、議案第3号、議案第4号の条例の一部改正する条例の制定について、議案第5号の火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号の定住自立圏形成方針の策定について、議案第7号の千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第12号、議案第13号、議案第14号の税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の専決処分の承認についての10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決承認くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市定住自立圏形成方針の策定について、議案第7号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の

制定に関する協議について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認について、議案第14号、専決処分の承認についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも説明申し上げておりますけれども、改めて補正予算の額、それから主な財源につきまして説明いたします。

まず、1ページになります。

補正予算の規模でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,700万円を追加いたしまして、予算総額を269億4,700万円とするものでございます。

次に、予算書の7ページをお願いいたします。歳入になります。

今回の補正の財源として、繰越金を2,874万8,000円計上いたしました。市長が政務報告でも申し上げましたとおり、21年度決算見込みですね、実質収支額は14億5,100万円と見込まれております。このため、繰越金ということでその一部を補正財源とさせていただいております。

そのほか各事業の内容につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

林委員。

- 委員（林 俊介） 1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

8ページでございます。

2款の総務費の中で、2,048万円の委託料、不動産鑑定委託料でございますけれども、これは参考までに、だいたい年間何件くらいあるものかお知らせ願いたいと思います。

- 委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 年間何件といたしますか、今回の補正につきましては、標準地を301か所設けまして、この301か所の、これは土地でございますけれども、それに対する鑑定料、鑑定委託料と、このようになっておりますので、これは3年に1遍の評価替えに備えたものでございます。評価替えをする際に、来年の1月1日現在の基準地の鑑定が必要なものですから、その1月1日の基準点を基にして再来年の鑑定を行うと、こういう事務的順序になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） 議案第2号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げましたが、今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、長い法律の名前ですが、この法律の一部改正に伴いまして所要の改正を行うというものでございます。

改正の内容につきましては、育児及び介護を行う職員の深夜勤務の制限に加え、深夜勤務というのは、従来は午後10時から朝の5時まで深夜勤務と言っておりますけれども、この今までは深夜勤務について制限があったと。今度の改正につきましては、今度は、3歳に満たない子のある職員につきましては、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、いわゆる時間外勤務をさせてはならない。これは先ほどは、従来は深夜勤務でしたけれども、今度は、普通の時間外ですね、いわゆる5時15分を過ぎますと時間外ということになりますけれども、そういった勤務もさせてはならない。これはあくまでも本人の申請に基づいて許可をするというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 議案第3号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

改正の内容については、仕事と子育ての両立支援を一層推進するためのものでございまして、具体的には、育児休業の取得制限を緩和するものと、男性職員の育児休業の支援が主なものとなっております。

お手元のほうに資料としまして、議案第3号の資料、総務課ということで書いて、1枚、A4の四角いグラフのような形になったものをお配りしてございますので、これをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、その表によってご説明させていただきます。よろしゅうございましょうか、1枚の配布の資料です。

まず、第1の育児休業等の取得制限の緩和についてということで、これは2条関係でございますけれども、表にありますように、改正前におきましては、職員の配偶者の状況が、専業主婦や育児休業中など当該子を常態として養育できる場合においては、育児休業を取得できなかった、バツテンしてありますけれども、できなかったものでございますけれども、改正後、下のほうになりますけれども、改正後におきましては、配偶者の状況にかかわらず、かわりなくというのは、専業主婦であったり育児休業をとっていてもなお、その職員は育児休業がとれるようになったということでございます。

続きまして、下の段になりますけれども、2の男性職員の育児休業の支援という部分で書きしてございますけれども、これは表にありますように、男性職員の育児休業取得につきましては、原則として、従来、1回、妻の産後休暇中についてあったわけですが、妻の母体の養育期間として子を常態として養育することができないとの考えに立ちまして、夫はその期間について育児休業を取得できるということで今までなっておりました。この産後休暇中、この期間に限ってできたということでございますけれども、改正後におきましては、妻の産後休暇中に夫が最初の育児休業をとった場合であっても、再び育児休業がとれるようになったということでございます。

以上で補足説明を終わります。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 議案第4号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員法第55条の2第6項の規定によりまして、職員が給料を受けながら職員団体のための活動ができる場合や期間について改正をするというものでございまして、これは、本年の3月に議決をいただきました、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正において新設されました、時間外勤務代休時間、これは60時間を超える時間があった場合には、その時間外につきまして、時間に基づいて休暇に振り替えることができるという制度でございますけれども、この時間外勤務代休時間というものが付いても、従来あった休日及び休日の代休日と同様の位置づけとするということで、週休日というのはありますけれども、土日は給料のない日ですね、週5日で40時間弱の時間を勤務するわけで、その間にあります祝日ですとか、それから年末年始なんていうのは、休みにはなっていますが、これは給料をもらっている休日ということで、これは従来、そういう休日の間は、職員が給料をもらっているときであっても、そういう休日については職員活動ができるというのが従来制度です。

今度加えますのは、その60時間を超えた時間外を今度は休日に振り替えることができるという制度が3月にできましたので、その制度についても、その休暇、時間外に代えて休む休暇についても職員の活動ができるという規定を追加したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

- 消防長（佐藤清和） 議案第5号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明につきましては、本会議で申し上げたとおりでございます。

なお、新たに追加されます燃料電池発電設備に関します参考資料をお配りさせていただき

ましたので、色付きの4枚つづりの資料でございますが、後ほど参考にご覧いただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

- 企画課長（神原房雄） それでは、議案第6号の旭市定住自立圏形成方針の策定について、補足説明をいたします。

定住自立圏につきましては、地方圏における定住の受け皿を形成するためということの中において、本市が定住自立圏構想を推進する手続きとして提案したものでございます。

策定いたしました定住自立圏形成方針につきましては、目的、基本方針、取り組むべき具体的事項について、国が定める定住自立圏構想の3つの視点、すなわち、1つに、生活機能の強化、2つに、結びつきやネットワークの強化、3つに、圏域マネジメント能力の強化について、それぞれ各地域の具体的な取り組みを規定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

林委員。

- 委員（林 正一郎） 1点ちょっと聞きたいのでございますが、これ、地場産品の地域内容ということが5ページにちょっと書いてあるんですが、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消というやつで、この問題で、この飯岡駅近くで行われている朝市など地元住民主催の活動を地域資源として再評価し、活動を拡充・PR・支援するというふうに、これ、課長さん、ここに書いてありますが、実際にこれ、今、かあちゃん市をやっていますね、海上でね。それで、これ、飯岡でもやっているんですよ、旧飯岡でもね。それ、飯岡には書いていないわけです、これね。水産加工販売とか、こういう体験、飲食の提供を行うというふう

に書いてある。飯岡にそう水産加工業者というのは何社もないんですね、シラスとシラウオだけしかないんですよ。

そういったことで、このせっかく旧飯岡でも、いいおか荘の前でかあちゃん市を立派にやっているわけですね。そういったことをこれからどのように進めていくのかなというふうに、私はちょっとゆうべ、これを見ていましてちょっと疑問を持ったわけですが、農家のこのかあちゃん市の皆さんも、やはり生きていくために、銚子は4ですか、あれね、銚子のそのかあちゃん市場を設立して、それで皆さん一生懸命そこで販売しているわけですよ。だから、市がどんな形でこれを行政指導していくのかなということで、私、この海上地区と飯岡地区の問題。

それと、私は、もう1点この提案したいのは、今、旭の銀座通りで、空き店舗対策、これ書いてありますね、非常にいいことだと私は思っているわけですが、そういった中で、もう一つ、一步踏み込んで、その旧飯岡、まあ海上地区はどうか分かりませんが、旧飯岡地区で非常に空き家が多くなってきたと。店舗もそうですが、空き家が多くなってきた。要するに、息子、娘夫婦が東京に住まいを持っていて、もうどうしても地元へ帰ってこない、就職口がないからどうしても帰ってこない。そうしますと、どうしても空き家になりますね。これをどうするか。これが、やはり市で安く借り上げて、田舎暮らしということでこれを提案していけば、相当効果があるんじゃないかなと。これ、今、富士市とかいろいろやっているわけですが、非常にその効果、山梨辺りでもやっておりますが、効果を見ているわけですね。この点、飯岡地区でもこの空き家で、人が半年も住まなくなっちゃうと家というのはすぐ駄目になっちゃうわけですね、そういったことの問題が全然クリアされていないと。

水産業や海浜レクリエーション施設等の集積を生かしというだけで、飯岡のほうはあとと書いていないということで、非常にちょっと定住自立圏の構想にしては少しお粗末ではないかなと、私はそんなふうにしたもので、そういった、いかに多くの人をこの田舎暮らしで住まわせるかということをややはりもう一步踏み込んで研究する必要があるんじゃないかなと、私はそんなふうに感じておりますので、ひとつ、提言でございますので、ご答弁は結構でございます。そういった提言をいたしたい。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） それじゃ、特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 議案第7号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

これは本会議でも申し上げましたように、千葉縣市町村総合事務組合を組織する市町村の中で、廃置分合によりまして、平成22年3月23日から印旛郡の印旛村、それから同じく印旛郡の本埜村が廃止されまして、その区域が印西市に編入されました。同組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う規約の変更をすることにつきまして、あらかじめ関係する地方公共団体の議決を求めるというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

- 税務課長（堀川茂博） 特にございませんけれども、よろしくをお願いいたします。

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

- 税務課長（堀川茂博） 国保税につきましても、特に補足する内容はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市定住自立圏形成方針の策定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせて

いただきます。

所管事項の報告

- 委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

- 行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課から、平成17年度から平成21年度までを計画期間として進めてまいりました旭市行政改革アクションプランの実績についてご報告させていただきます。

お配りいたしました資料、推進期間の実績、旭市行政改革アクションプランをご覧ください。

4ページをお開きください。4ページです。このアクションプランは、太字で記載されております3つのテーマを基本方針といたしまして、7ページ以降にある合計93項目の取組事項を計画したものであります。今般、計画期間の終了に伴いまして、それぞれの取組事項について、実績、効果についての検証を各課にお願いし、結果を取りまとめたものでございます。

8ページをお開きください。

太字の取組事項の下に、推進期間終了時の状況として、実施した事柄、現在の状況等を入れてございます。取組事項は93項目と多岐にわたりますし、最大の成果でありました職員数の削減、これは目標65人に対しまして80人の減少という結果でしたが、これについては本会議でも何度か申し上げておりますので、本日はまず、未着手または停滞との評価になった12項目についてご説明いたします。その他の項目についてはお読みいただければと思います。

それでは、11ページをお開きください。

上段の表の任期付職員制度の導入、それからその次、再任用制度の活用、この2項目が未着手との評価になりました。理由及び状況は、それぞれ表の中に記載しております。再任用制度の活用については、推進委員会でも、積極的に活用すべきとのご意見もいただいたようですが、状況欄に記載のとおり、職員の削減をしている中、また、市そのものが若者の貴重な就職先であることなどから、活用しないことと判断したということでもあります。

次、17ページをお開きください。

表の一番上、フロアマネージャーの設置が未着手、1項目置いて、新庁舎建設計画の策定等が停滞ということになっております。新庁舎につきましては、前市長の方針もありまして、平成20年度から基金を積み立て始めたのみの進捗となっております。

18ページをお開きください。

表にあります行政評価システムの導入、これが停滞と評価されております。停滞の理由は記載のとおりですが、本年度、平成21年度の主要事業につきまして、試行的に担当課による評価というのを始めております。これは、共通の評価シートを作成いたしまして、事業の実施状況、それから費用対効果等を検証してみようというものでありまして、できれば来年度予算の予算査定に生かしたいと考えております。

20ページをお開きください。

真ん中辺りですね、各種審議会等の整理・統合は、未着手と評価されました。推進期間中、区長会の統合以外には手をつけられなかったとのことであります。

次、23ページをお開きください。

一番上の市税徴収率の向上は、停滞との評価です。税務課では、月2回の夜間窓口、さらに年3回は休日窓口、さらに夜間徴収などの実施をして努力をしまいましたが、長引く不況などの社会情勢から、目標に届かない……

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（林 清明） すみません、失礼しました。28ページです。

市税徴収率の向上、これは、長引く不況などの社会情勢から、目標に届かない結果となっております。

31ページをお開きください。

一番上、市の刊行物等への有料広告の掲載は未実施、2つ目の予算編成と行政評価との連動、それから32ページをお願いします。各種審議会委員等の報酬額の見直し、これらは停滞との評価になりました。一部の委員の報酬について見直したものとあります。

最後に、42ページ、3番目のパブリックコメント制度の導入については、停滞との評価で、総合計画や都市マスタープランなど市の重要な計画の策定に当たってはパブリックコメントをとったものの、条例を制定して制度化というところまでは至っていないということで、低い評価となっております。

これらの評価につきましては、達成の度合いについて数字で示せないかとのご意見をいただいてきたということから、文章での達成状況に加えて、試みとして所管課に5段階の評価をお願いした結果、1、未着手、2、停滞との評価になったもの、これが12項目あるということです。

なお、これ以外の評価といたしまして、3、ほぼ順調、4として、順調、5として、完了、これらの評価となったものが合わせて81項目、これは、全部で93項目でしたので、93分の81ということで、約87%がほぼ順調に進んだということになりました。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかにございませんか。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、ちょっと1枚の資料で恐縮なんですけれども、税務課の資料がお手元に配布してございますので、資料は、平成22年度市税当初課税調定額比較表（現年分）という資料でございます。こちらのほうをご覧になりながら説明のほうをさせていただきます。

平成22年度の当初課税事務が終了いたしましたので、主な税目の現年課税分の調定額をご報告いたします。

なお、法人市民税、国有資産等所在市町村交付金、市たばこ税、入湯税については月ごとの調定となりますので、当初予算額を計上してございます。

個人市民税は27億4,600万円で、対前年度比6.7%の減となりました。主な理由は、景気の低迷により給与所得等の減収によるものであります。

固定資産税は29億7,000万円で、対前年度比1.4%の増となりました。内訳といたしましては、土地が8億3,700万円で対前年度比0.9%の減、家屋が16億5,000万円で対前年度比2.5%の増、償却資産が4億8,200万円で対前年度比1.7%の増でございます。主な理由は、建て替え等による新改築に伴うものでございます。

続きまして、軽自動車税は1億4,100万円で、対前年度比0.5%の増となりました。主な理由は、軽自動車の人気により登録台数が増えたことによるものでございます。

都市計画税は2億5,300万円で、対前年度比1.6%の増となりました。主な理由は、固定資産税、土地家屋と同様の理由でございます。

市全体の6月1日現在の調定合計額は69億3,900万円で、対前年度比、調定ベースで2.4%の減でございます。

続きまして、一番下のほうになりますけれども、国民健康保険税の当初現年課税分の調定額をご報告いたします。

国民健康保険税は25億6,900万円で、対前年度比4.3%の減となりました。内訳といたしましては、医療給付費分が17億3,300万円で対前年度比4.5%の減で、後期高齢者医療支援金分が5億4,100万円で対前年度比4.1%の減で、介護納付金分が2億5,400万円で対前年度比3.5%の減でございます。主な理由は、国保加入者の減少及び、個人市民税と同様に景気の低迷により事業所得等の減収によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、企画課のほうから、資料はございませんけれども、旭市総合計画の後期基本計画の策定について申し上げたいと思います。

旭市総合計画につきましては、平成19年度から平成28年度までの10か年の計画というふうになっております。基本計画につきましては、前期基本計画が平成23年度で終了ということになります。今後5年間の計画となります後期基本計画につきましては、期間的に平成24年から平成28年ということになります。これにつきまして、今年、来年、22年度、23年度の2か年で後期基本計画を策定するものでございます。

22年度の業務の内容でございますけれども、22年度につきましては、資料の収集等の基礎調査を実施する予定でおります。大きく分けて3つの調査を計画しております。

1つが、市民の意向調査という部分でありまして、市民の意識調査の実施ということで、市民3,000人程度を対象にまちづくりの市民アンケートを実施する予定でございます。それから、団体アンケートということで、30団体から50団体を対象にグループアンケートを実施すると。そのほか、地区懇談会での意向調査等々を予定しているところでございます。

2つ目の調査としましては、庁内の意向調査ということで、現5か年の基本計画がございします。その計画の評価という部分で、現行施策・事業の調査、課のヒアリング等を実施したい。それと同時に庁内の策定委員会を立ち上げるというものでございます。

3つ目でございますが、主要指標としまして人口推計をいたします。そのほか、財政フレーム、それから策定方針等の検討を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） 総務課のほうから、やはり資料はございませんけれども、議員さん

のお耳に入れるということでご報告をさせていただきます。

私のほうの案件ですけれども、地震に関係するプレートの構造調査という形のものでございまして、名称は、九十九里 - つくば測線地殻・プレート構造調査というものなんですけれども、実はこれは、文部科学省が実施しております首都圏直下地震防災・減災特別プロジェクトということで、文部科学省が東大の地震研究所に委託しましてこういうプレートの調査をやるということで、北は成田市から香取市、神崎町、その辺から旭市の沖合6キロくらいまでの線ですね、そこをプレート調査するというものでございます。

これにつきましては、調査期間が6月21日から22年7月20日ということで、もう既に調査は始まっているということでございますけれども、6月中はくいを打つ程度で、まだ実際には目に見えないということで、実際に始まりますと、起振車という18トンくらいの大きい車を4台連ねまして、100メートルおきくらいに道路上に置きまして、地下のプレートへ信号を発すると。信号を発して、そのはね返りを調査しまして、プレートの状況調査をする。極めて専門的な調査なんですけれども、こういったことを、旭市の区域にも該当するというところで、実は5月26日に、該当する区の区長さん方には回覧で周知したところでございます。だいたい旭市に該当するところは、中谷里の浜から大規模農道沿いを通りまして、新川沿い、それから鎌数の工業団地の少し東側、その辺から干潟の鎗木のほうへ抜けるルートということでございまして、細かい地点はよく分からないですけれども、100メートルくらいで刻んでやるという情報のようでございます。

いずれにしても、そういうことがあります。地元の関係する区には既に回覧をお願いしましたけれども、議員さん方も、道路を通った時点で、あれ何だろうかということがあろうかと思えますけれども、そういう東大の地震研究所が文部科学省の依頼を受けて地震のプレート調査をしているということでございますので、よろしくお願いしたいと思えます。

以上でございます。

- 委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

- 委員長（島田和雄） 次に、陳情の審査を行います。

財政課、秘書広報課、総務課、市民課以外は退室してください。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

- 委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第6号、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第7号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第8号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、また、去る第1回定例会において閉会中の継続審査となっております陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情の4件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、陳情第3号について、審査をお願いいたします。

大塚委員。

- 委員（大塚祐司） こちらの趣旨については私は同意できるんですけども、既に県の条例で最低の時給が定められているということと、やはり陳情の採択のみならず決議までいきますと、市役所の仕事が増えてしまうと。旭市にとって一番必要なことは、私は経済発展だと思いますので、むしろ旭市の市役所の職員はその経済発展のために知恵を生かすべきで、景気がよくなれば自然に時給も上がってくると思いますので、私は、これは採択するかどうかは別としまして、決議まで持っていく陳情ではないというふうに考えています。

- 委員長（島田和雄） そのほかにございませんか。

太田委員。

- 委員（太田将範） 賛成の立場で発言させていただきます。

旭市の入札の関係でいきますと、昨年までは、非常に安い単価、6割とか7割というような安い単価での受注というのが非常に多くございました。私どもは商工業者の団体の職員を

している関係もありまして、人件費、要するに労務費だとか社長の給料だとかそういったものから感じますのは、その単価では給料とか労務費の金額が出ないというような状況になっております。

今回、入札制度は改善されましたけれども、制度の運用はこれから改善するといいたしましても、趣旨といいたしましては、工事価格の最低必要限度を確保するということは大変重要なことだと思います。確かに財政課の仕事は、これ決まりますと増えますけれども、しかしながら、かなり、だいたい目指すところは、最低賃金と入札制度の平均労務費等のだいたい中間ぐらいのところを確保しようということですので、かなりこの案が通れば改善されるのではないかということで、賛成いたしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） そのほかにいかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、続いて、陳情第6号について、秘書広報課より参考意見がありましたらお願いいたします。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 本件につきましては、1993年に国連総会で採択されました、国内人権機関の地位に関する原則、いわゆるパリ原則というものがあるらしいんですけれども、それで、人権救済機関を政府から独立して作るよう定められていると。日本においては、政府から独立して人権侵害を救済する機関がありません。その機関の設立について国内外から求められておると。

今回の陳情では、差別、人権侵害の定義があいまいであるために、救済機関により恣意的な運用をされる危険性があるんだと。市民の言動まで介入することが、法律によって逆に重大な人権侵害が起こる可能性があるということなんですけれども、この人権侵害救済法については賛否両論がありまして、担当課としては特に意見はございません。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 私は、この陳情書に書いてあるとおり、全くそのとおりで、考えているこの内容の趣旨については全面的に賛成なんですけれども、これはあくまでも国政レベルの話であって、市でやるような仕事ではないと思いますので、採択自体には私は賛成いたしま

せん。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

ほかに意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、続いて、陳情第7号について、総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 陳情の第7号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書についての参考意見ということでございます。本案件につきましては、たまに憲法上の解釈の問題というのが焦点になりますので、私どもで適切な参考意見はできるかどうか分かりませんが、現在知り得る情報の範囲の中で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、永住外国人ということの定義的なものについて申し上げさせていただくならば、2つあるかと思います。1つには、その中でも特別永住者と呼ばれる方でございますけれども、これは、戦前から終戦になりまして、その終戦後も引き続いて日本に居住されているという方、いわゆる特例で残った方でございますけれども、その多くの方は、韓国、あるいは朝鮮、台湾系の方々、あるいはその子孫ということでございまして、2008年の統計データでございますけれども、約42万人いらっしゃるということのようでございます。もう一つは一般永住者と呼ばれる方でございます、これは、一定の要件を満たして永住許可申請をして許可をされ、日本に永住している方でございます、2008年の統計では約49万2,000人ほどいらっしゃる。国籍別で申し上げますと、いわゆる台湾を含む中国系で29%、これが第1位、第2位がブラジルでございまして22.4%、第3位がいわゆる韓国・朝鮮系で10.8%というような状況のようでございます。

そして、この永住外国人の地方参政権付与の問題につきましては、さまざまな学者の学説、あるいは各政党においても肯定論、否定論いろいろ論じられている状況にあるようでございます。参考に、この事案に関連する1995年の最高裁判所の判例でございますけれども、これが1つありますので申し上げますと、憲法15条にあります、公務員——公務員というのは総称でございますけれども、これは議員ですとか長が含まれるわけですが——を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であるというのが憲法15条にあるわけですが、この規定ですとか、あるいは憲法93条第2項に規定されております、地方公共団

体の長、その議会の議員及び法律で定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接選挙するというようなことが、93条にございます。これらの規定がございまして、この憲法第15条でいう国民、あるいは憲法第93条でいう住民には、日本の国民のみを対象とするというもので、我が国に在住する外国人には及ばないと解するのが相当であるという裁判所の判例がございます。これは、そういったことで、原告が地方参政権をとということで訴えたんですけども、この原告の訴えを棄却という形で最高裁判所はされております。

しかしながら、一方で、その附帯の傍論ということで最高裁判所が出しているんですけども、この憲法の第8章に、一方で、地方自治という規定がございます。何条かあります。この地方自治に関する規定につきましては、我が国に在住する外国人のうちでも永住者等で、その居住する区域の地方公共団体と特段に綿密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関係を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されていないのではないかと解するのが相当であるとして、法律による付与については許容の立場からの意見が示されたところであります。

なお、ただし書きがございまして、以下、しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではないという、傍論で附帯が書かれております。つまり、言いかえますと、外国人の参政権そのものは憲法上保障されていないところでございますけれども、地方参政権につきましては、法律をもって参政権を付与したとしても、これは憲法の違反にはならない。それから、その反対ですね、だからといって、法律上の措置をしなかったとしても、これもまた違憲ではないというところで解しているようでございます。

以上、参考になるかどうか分かりませんが、申し上げました。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんの審査をお願いいたします。

いかがでしょうか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 私は、この陳情書に書いてあるとおりだと思っています。この内容自体には全面的に賛成します。しかしながら、これは国政レベルの話であって、自民党なり立ちあがれ日本なりを応援すればいいだけのことであり、わざわざ市の仕事とするには不適切だと思いますので、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

そのほかはどうでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、続いて、陳情第8号について、市民課より参考意見がありましたらお願いいたします。

市民課長。

○市民課長（石井 繁） それでは、選択的夫婦別姓制度の法制化の関係につきまして、現状等、知り得ている範囲でご説明させていただきます。

この件に関しましては、法務省が本年2月の政策会議で示した改正案は、夫婦別姓の導入を提言した平成8年2月の法制審議会答申に沿った内容だとのことであります。法制審議会の答申では、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫婦どちらかの姓に統一する同姓か、婚姻前の姓を名乗り続ける別姓かを選択できるようにする。子どもの姓については、夫婦が婚姻前の姓を名乗る場合は、婚姻の際、夫か妻のどちらかの姓に決めて、兄弟姉妹間の姓は統一する。既に結婚している夫婦は、配偶者との合意に基づき、法施行後1年以内に届け出ることによって婚姻前の姓に変えられるというものでございます。

この選択的夫婦別姓制度の法制化について、法務大臣は先の国会での成立を目指す考えを強調しましたが、マスコミ等の報道によりますと、閣内でも反対を明言する者や慎重に対応したいとの意見等により足並みがそろわない状況にありまして、法案を国会に提出するに至らない状況にあるということでございます。

ちなみに、この件につきましては、法制審議会の答申後、平成8年以降、夫婦別姓を求める法案が議員立法等によりまして何回か国会に提出されましたが、いずれも審議未了のため廃案となっているとのことでございます。

市民課としては特に意見はございません。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 私は、この陳情書の内容に全面的に賛成いたします。しかしながら、これも国政レベルの話であり、旭市には農業、漁業、畜産、医療、観光、定住自立圏などたくさん課題がありまして、そちらのほうへ力を傾けて仕事をするべきだと思いますので、こち

らも市役所の職員がする仕事ではないと思いますので、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦
労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 45 分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

初めに、陳情第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらにつきましては、旭市で4月より最低制限価格が設けられていま
すので、その様子を見て、意見を市民から拾って、その後にもし陳情が出たらまた審査すれ
ばいいと思ひまして、今ここで採択しなくてもいいんじゃないかというふうに考えています。

○委員長（島田和雄） そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

続いて、陳情第6号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらは国政レベルの話である上に、国政の中、国会議員の中でも意見
が分かれていますので、それに対して旭市が市として意見を言うような問題ではないと思ひ
ますので、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第6号の審査を終わります。

続いて、陳情第7号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらにつきましても、国政レベルの話である上に、国政の中でも意見が分かれていますので、旭市として意見を言うような問題ではなく、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） そのほかにどうでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第7号の審査を終わります。

続いて、陳情第8号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらも国政レベルの話である上に、国政の中でも意見が分かれていますので、旭市で特に何か意見を表明するようなことでもなく、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第8号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（島田和雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第6号、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

陳情第7号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成多数。

よって、陳情第7号は不採択と決しました。

続きまして、陳情第8号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、陳情第8号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

- 委員長(島田和雄) それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄